

新型コロナウイルス感染症（変異株）への対応



厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症（変異株）のまとめ

一般的にウイルスは増殖や感染を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一箇所程度の速度で変異していると考えられている。

国立感染症研究所は、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を「懸念される変異株（VOC）」と「注目すべき変異株（VOI）」に分類※1している。

1. 懸念される変異株（Variant of Concern : VOC）

主に感染性や重篤度が増す・ワクチン効果を弱めるなど性質が変化した可能性のある株

- B.1.1.7系統の変異株（アルファ株）※2
- B.1.351系統の変異株（ベータ株）
- P.1系統の変異株（ガンマ株）
- B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）

2. 注目すべき変異株（Variant of Interest : VOI）

主に感染性や重篤度・ワクチン効果などに影響を与える可能性が示唆される株

- R.1（E484Kがある変異株）※海外から移入したとみられるが起源不明
- B.1.427/B.1.429系統の変異株（イプシロン株）
- P.3系統の変異株（シータ株）
- B.1.617.1系統の変異株（カッパ株）

※1 国立感染症研究所では、WHOと同様に、変異株をVOCとVOIに分類している。国内での検出状況等を加味することから、分類は各国によって異なる。※2 PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

新型コロナウイルスの懸念される変異株（VOC）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	感染性 (従来株比)	重篤度 (従来株比)	再感染やワクチン 効果 (従来株比)
B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	2020年9月 英国	N501Y	1.32倍と推定※ (5～7割程度 高い可能性)	1.4倍 (40-64歳 1.66倍) と推定※ (入院・死亡リスクが高い 可能性)	効果に影響がある 証拠なし
B.1.351 系統の変異株 (ベータ株)	2020年5月 南アフリカ	N501Y E484K	5割程度高い 可能性	入院時死亡リスク が高い可能性	効果を弱める 可能性
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	2020年11月 ブラジル	N501Y E484K	1.4-2.2倍高い 可能性	入院リスクが高い 可能性	効果を弱める可能性 従来株感染者の再感染 事例の報告あり
B.1.617.2系統 の変異株 (デルタ株)	2020年10月 インド	L452R	高い可能性	入院リスクが高い 可能性	ワクチンと抗体医薬の 効果を弱める可能性

※感染性・重篤度は、国立感染症研究所等による日本国内症例の疫学的分析結果に基づくもの。ただし、重篤度について、本結果のみから変異株の重症度について結論づけることは困難。
 ※PANGO系統(PANGO Lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

(出典)国立感染症研究所、WHO

新型コロナウイルスの注目すべき変異株（VOI）

PANGO系統 (WHOラベル)	最初の 検出	主な 変異	概要
R.1系統の変異株 (E484Kがある変異株)	-	E484K	<ul style="list-style-type: none"> 国内で海外から移入したとみられるが起源不明 感染性に影響を与える可能性がある変異は認められない 現在日本で使用されているワクチンの効果を完全に無効化するものとは考えにくい 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
B.1.427/B.1.429系 統の変異株 (イプシロン株)	2020年5月 米国	L452R	<ul style="list-style-type: none"> 2割程度の感染性の増加と治療薬（抗体医薬）の効果への影響が示唆されている 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
P.3系統の変異株 (シータ株)	2021年1月 フィリピン	N501Y E484K	<ul style="list-style-type: none"> 感染性の増加とワクチンの効果を弱める可能性が示唆されている 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握
B.1.617.1系統の変 異株 (カッパ株)	2020年10月 インド	L452R E484Q	<ul style="list-style-type: none"> 感染性の増加と治療薬（抗体医薬）の効果への影響が示唆されている 引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握

※件数は暫定値であり、その時点において最新のpango lineageを基に計上しているものであるため、再集計した際に数値が変動する可能性がある。

※PANGO系統(pango lineage)は、新型コロナウイルスに関して用いられる国際的な系統分類命名法であり、変異株の呼称として広く用いられている。括弧内の変異株名は、WHOラベルである。

国内におけるSARS-CoV-2のゲノム解析

累積:52,877 (6/21時点) (+1,899) 括弧内は6/7時点比

都道府県別・空港等検疫の累積：北海道1,864、青森県93、岩手県363、宮城県1,417、秋田県182、山形県133、福島県961、茨城県1,461、栃木県1,239、群馬県733、埼玉県2,995、千葉県2,177、東京都822、神奈川県2,178、新潟県834、富山県485、石川県910、福井県545、山梨県309、長野県966、岐阜県281、静岡県921、愛知県580、三重県1,070、滋賀県724、京都府1,404、大阪府2,115、兵庫県6,502、奈良県831、和歌山県1,048、鳥取県226、島根県233、岡山県439、広島県1,470、山口県1,353、徳島県169、香川県402、愛媛県235、高知県305、福岡県4,808、佐賀県477、長崎県542、熊本県855、大分県894、宮崎県254、鹿児島県1,128、沖縄県1,606、空港等検疫1,338

国立感染症研究所等における全ゲノム解析により確認されたVOCs, VOIs

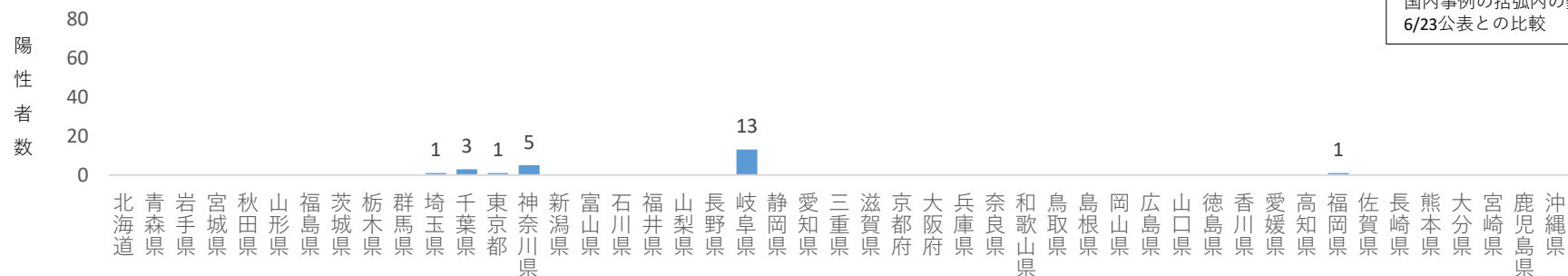
(系統のみを特定できたものも含む) (6/21時点) 括弧内は6/14時点比

B.1.1.7系統の変異株 (アルファ株)	:国内21,855例(+2,402)、検疫303例 (+0)
B.1.351系統の変異株 (ベータ株)	:国内27例(+0)、検疫73例(+2)
P.1系統の変異株 (ガンマ株)	:国内88例(+0)、検疫20例(+0)
B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)	:国内213例、検疫193例
B.1.427/B.1.429系統の変異株 (イプシロン株)	:国内1例(+0)、検疫25例(+0)
P.3系統の変異株 (シータ株)	:国内0例、検疫7例(+0)
B.1.617.1系統の変異株(カッパ株)	:国内7例、検疫20例
R.1系統の変異株(E484K変異がある変異株)	:国内6,874例(+104)、検疫4例(+0)

※件数は暫定値であり、その時点において最新のpango lineageを基に計上しているものであるため、再集計した際に数値が変動する可能性がある。

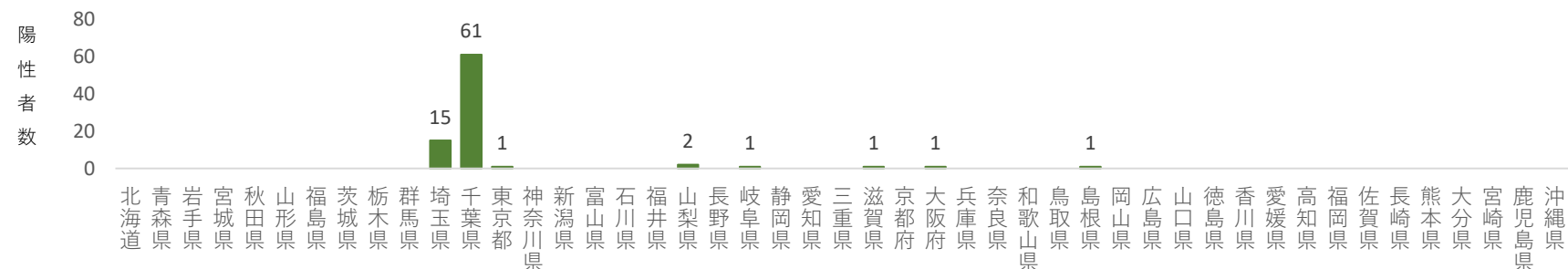
都道府県別の懸念される変異株の事例数(ゲノム解析) (HER-SYS)

B.1.351系統の変異株 (ベータ株) 国内事例 n=24 (+0) ※1

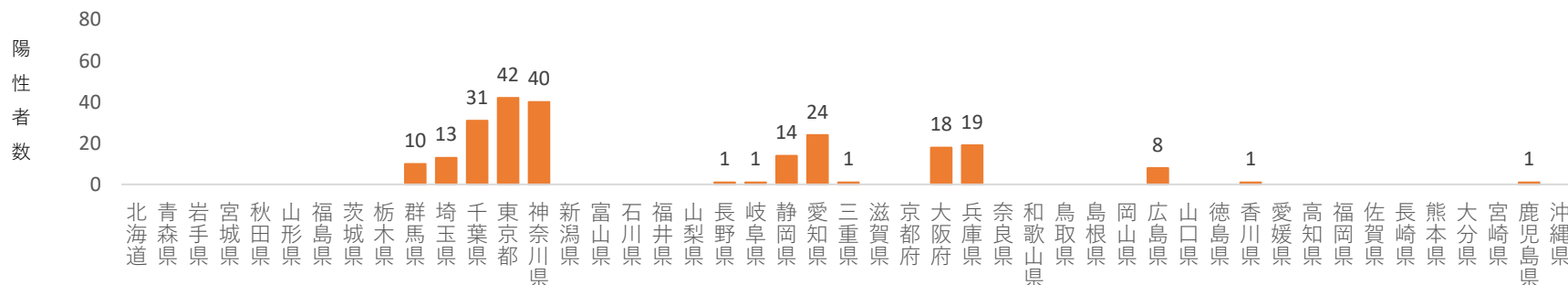


2021/6/28時点、国内事例の括弧内の数字は、6/23公表との比較

P.1系統の変異株 (ガンマ株) 国内事例 n=83 (+1) ※1



B.1.617.2系統の変異株 (デルタ株) 国内事例 n=224 (+71) ※1



都道府県名

(L452R変異株PCR検査陽性者数 842件) (※2)

※1. 国内事例は、6月28日までにHER-SYSで把握した累計を計上しており、自治体で公表された数字とは異なる可能性がある。また、ゲノム解析の国内事例数には、自治体等（地方衛生研究所・大学等）でゲノム確定した数が含まれる。公表後にHER-SYS上で事例削除・変更等された事例があることから、先週との事例数の差分については、負の数となっている場合がある。

※2. L452R変異株PCR検査では、L452R変異があるイプシロン株、C.36系統など他の株を検出する可能性があり、地域の感染状況の評価には注意が必要。

L452R変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）速報値

6/14-6/20	新規陽性者数	合計（①+②）		①自治体				②民間検査機関			
		実施率	陽性率	実施件数	陽性者数	実施率	陽性率	実施件数	陽性者数	実施率	陽性率
北海道	523	113%	0%	253	0	48%	0%	339	0	65%	0%
埼玉県	492	79%	5%	46	7	9%	15%	345	11	70%	3%
千葉県	772	39%	18%	135	39	17%	29%	169	17	22%	10%
東京都	2,716	54%	6%	75	12	3%	16%	1,386	72	51%	5%
神奈川	1,271	41%	10%	135	27	11%	20%	384	26	30%	7%
愛知県	632	60%	3%	155	10	25%	6%	224	1	35%	0%
京都府	117	127%	0%	95	0	81%	0%	54	0	46%	0%
大阪府	666	57%	7%	199	22	30%	11%	179	4	27%	2%
兵庫県	212	54%	10%	73	11	34%	15%	42	1	20%	2%
福岡県	248	125%	0%	188	0	76%	0%	122	1	49%	1%
沖縄県	617	36%	0%	112	0	18%	0%	113	0	18%	0%
全国	10,029	61%	5%	2,364	143	24%	6%	3,794	140	38%	4%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 一部の都道府県ではN501Y変異株PCR検査が陰性だった検体に対して、L452R変異株PCR検査を実施。※4 L452R変異があるイプシロン株、C.36系統など他の株を検出する可能性や一部検体を対象に実施したものであり、地域の感染状況の評価には注意が必要。

変異株スクリーニング検査の実施状況 (6/14-6/20) 速報値 2021/6/29時点

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
1	北海道	523	592	0	0
2	青森県	5	9	0	0
3	岩手県	43	0	0	-
4	宮城県	37	16	0	0
5	秋田県	6	4	0	0
6	山形県	11	10	0	0
7	福島県	61	20	0	0
8	茨城県	136	88	1	1
9	栃木県	120	134	0	0
10	群馬県	24	24	10	42
11	埼玉県	492	391	18	5
12	千葉県	772	304	56	18
13	東京都	2,716	1,461	84	6
14	神奈川県	1,271	519	53	10
15	新潟県	22	34	0	0
16	富山県	50	42	0	0
17	石川県	37	11	0	0
18	福井県	55	0	0	-
19	山梨県	140	54	0	0
20	長野県	37	29	0	0
21	岐阜県	99	59	0	0
22	静岡県	173	121	1	1
23	愛知県	632	379	11	3
24	三重県	41	26	0	0

	都道府県	新規陽性者数	実施件数 ①	陽性者数 ②	陽性率% ②/①
25	滋賀県	91	71	0	0
26	京都府	117	149	0	0
27	大阪府	666	378	26	7
28	兵庫県	212	115	11	10
29	奈良県	79	32	1	3
30	和歌山県	8	11	3	27
31	鳥取県	0	0	0	-
32	島根県	1	2	0	0
33	岡山県	29	70	0	0
34	広島県	155	131	1	1
35	山口県	42	40	0	0
36	徳島県	4	94	0	0
37	香川県	18	16	0	0
38	愛媛県	13	10	0	0
39	高知県	64	2	0	0
40	福岡県	248	310	0	0
41	佐賀県	9	8	0	0
42	長崎県	47	22	0	0
43	熊本県	33	34	0	0
44	大分県	14	15	0	0
45	宮崎県	8	9	5	56
46	鹿児島県	51	87	0	0
47	沖縄県	617	225	0	0
	全国	10,029	6,158	282	5%

※1 各報告日時点の集計値を記載しているため、各自治体のホームページ等で公表されている数値と異なる場合がある。※2 速報値のため、今後、精査が必要な数字である。※3 一部の都道府県ではN501Y変異株PCR検査が陰性だった検体に対して、L452R変異株PCR検査を実施。※4 L452R変異があるイプシロン株、C.36系統など他の株を検出する可能性や一部検体を対象に実施したものであり、地域の感染状況の評価には注意が必要。

L452R変異株スクリーニング検査の実施率・陽性率（機械的な試算）時系列

	6/7—6/13		6/14—6/20	
	実施率	陽性率	実施率	陽性率
北海道	23 %	0 %	113 %	0 %
埼玉県	18 %	0 %	79 %	5 %
千葉県	23 %	9 %	39 %	18 %
東京	20 %	4 %	54 %	6 %
神奈川	12 %	10 %	41 %	10 %
愛知県	49 %	3 %	60 %	3 %
京都府	16 %	0 %	127 %	0 %
大阪府	23 %	5 %	57 %	7 %
兵庫県	38 %	9 %	54 %	10 %
福岡県	31 %	0 %	125 %	0 %
沖縄県	36 %	0 %	36 %	0 %
全国	27 %	3 %	61 %	5 %

新型コロナウイルス ゲノム解析の体制整備について

- 新型コロナウイルスに関するウイルスサーベイランスのゲノム解析について、体制整備を実施。
- 国立感染症研究所からゲノム解析の民間検査会社への外部委託、全国の地方衛生研究所への技術移転（※）、大学等での実施を進めている。

※ 現在、24の都道府県等の地方衛生研究所においてゲノム解析が可能（北海道、札幌市、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、名古屋市、富山県、兵庫県、神戸市、広島県、鳥取県、島根県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）

- 多くの都道府県等で実施可能となるよう、国立感染症研究所からのゲノム機器の22の地方衛生研究所への無償供与を行い、技術移転を実施（青森県、岩手県、仙台市、山形県、新潟県、宇都宮市、埼玉県、千葉県、石川県、静岡市、福井県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、岡山県、山口県、徳島県、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県）

（参考）都道府県等におけるゲノム解析費用については、感染症法に基づき、都道府県等が支弁した費用の2分の1を国が負担することとされている（感染症予防事業費等負担金）。

	5/24-5/30												5/31-6/6												6/7-6/13												6/14-6/20																	
	① 新規感染者数	② 変異株PCR検査実施件数(⑦+④)	⑦ 自治体実施件数	④ 民間検査実施件数	⑦/① 自治体実施率	④/① 民間検査実施率	③ 変異株PCR検査陽性者(②+③)	⑦ 自治体陽性者	④ 民間検査陽性者	⑦/③ 自治体陽性率	④/③ 民間検査陽性率	②/① 変異株PCR検査実施率	③/② 変異株PCR検査陽性率	① 新規感染者数	② 変異株PCR検査実施件数(⑦+④)	⑦ 自治体実施件数	④ 民間検査実施件数	⑦/① 自治体実施率	④/① 民間検査実施率	③ 変異株PCR検査陽性者(②+③)	⑦ 自治体陽性者	④ 民間検査陽性者	⑦/③ 自治体陽性率	④/③ 民間検査陽性率	②/① 変異株PCR検査実施率	③/② 変異株PCR検査陽性率	① 新規感染者数	② 変異株PCR検査実施件数(⑦+④)	⑦ 自治体実施件数	④ 民間検査実施件数	⑦/① 自治体実施率	④/① 民間検査実施率	③ 変異株PCR検査陽性者(②+③)	⑦ 自治体陽性者	④ 民間検査陽性者	⑦/③ 自治体陽性率	④/③ 民間検査陽性率	②/① 変異株PCR検査実施率	③/② 変異株PCR検査陽性率															
北海道	3,099	1,415	230	1,185	7	38	1,255	208	1,047	90	88	46	89	1,812	786	106	680	6	38	694	96	598	91	88	43	88	980	230	224	6	23	1	0	0	0	0	0	23	0	523	592	253	339	48	65	0	0	0	0	0	0	113	0	
青森県	183	118	28	90	15	49	34	9	25	32	28	64	29	76	11	0	11	0	14	7	0	7	-	64	14	64	31	2	0	2	0	6	0	0	0	-	0	6	0	5	9	6	3	120	60	0	0	0	0	0	0	180	0	
岩手県	93	29	27	2	29	2	13	13	0	48	0	31	45	66	28	27	1	41	2	14	13	1	48	100	42	50	88	1	0	1	0	1	0	0	0	-	0	1	0	43	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-			
宮城県	121	55	45	10	37	8	53	44	9	98	90	45	96	125	41	29	12	23	10	34	25	9	86	75	33	83	56	27	26	1	46	2	0	0	0	0	0	0	48	0	37	16	14	2	38	5	0	0	0	0	0	0	43	0
秋田県	14	21	20	1	143	7	3	3	0	15	0	150	14	5	1	1	0	20	0	1	1	0	100	-	20	100	3	2	2	0	67	0	0	0	0	0	-	0	67	0	6	4	4	0	67	0	0	0	0	0	-	67	0	
山形県	74	46	35	11	47	15	34	23	11	66	100	62	74	42	34	26	8	62	19	26	19	7	73	88	81	76	11	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	11	10	10	0	91	0	0	0	0	0	0	-	91	0		
福島県	124	92	51	41	41	33	57	32	25	63	61	74	62	73	49	29	20	40	27	33	19	14	66	70	67	67	71	25	24	1	34	1	0	0	0	0	0	0	35	0	61	20	13	7	21	11	0	0	0	0	0	0	33	0
茨城県	318	200	138	62	43	19	116	77	39	56	63	63	58	207	180	124	56	60	27	138	97	41	78	73	87	77	210	3	0	3	0	1	0	0	0	-	0	1	0	136	88	42	46	31	34	1	0	1	0	2	65	1		
栃木県	248	217	171	46	69	19	160	129	31	75	67	88	74	159	166	128	38	81	24	124	104	20	81	53	104	75	184	44	41	3	22	2	0	0	0	0	0	0	24	0	120	134	117	17	98	14	0	0	0	0	0	0	112	0
群馬県	232	140	41	99	18	43	80	29	51	71	52	60	57	105	98	45	53	43	50	67	33	34	73	64	93	68	64	24	11	13	17	20	13	7	6	64	46	38	54	24	24	8	16	33	67	10	5	5	63	31	100	42		
埼玉県	887	524	61	463	7	52	399	51	348	84	75	59	76	737	526	82	444	11	60	407	60	347	73	78	71	77	593	109	21	88	4	15	0	0	0	0	0	18	0	492	391	46	345	9	70	18	7	11	15	3	79	5		
千葉県	737	402	235	167	32	23	334	213	121	91	72	55	83	694	219	81	138	12	20	187	75	112	93	81	32	85	654	151	113	38	17	6	14	12	2	11	5	23	9	772	304	135	169	17	22	56	39	17	29	10	39	18		
東京都	3,910	1,913	65	1,848	2	47	1,622	47	1,575	72	85	49	85	2,985	1,742	41	1,701	1	57	1,506	34	1,472	83	87	58	86	2,689	553	49	504	2	19	24	9	15	18	3	21	4	2,716	1,461	75	1,386	3	51	84	12	72	16	5	54	6		
神奈川県	1,622	651	86	565	5	35	542	65	477	76	84	40	83	1,438	563	90	473	6	33	457	55	402	61	85	39	81	1,380	168	94	74	7	5	16	13	3	14	4	12	10	1,271	519	135	384	11	30	53	27	26	20	7	41	10		
新潟県	152	70	68	2	45	1	58	56	2	82	100	46	83	99	31	31	0	31	0	30	30	0	97	-	31	97	65	31	31	0	48	0	0	0	0	0	-	48	0	22	34	32	2	145	9	0	0	0	0	0	0	155	0	
富山県	126	167	163	4	129	3	120	116	4	71	100	133	72	59	60	60	0	102	0	47	47	0	78	-	102	78	37	31	31	0	84	0	0	0	0	0	-	84	0	50	42	40	2	80	4	0	0	0	0	0	0	84	0	
石川県	255	93	84	9	33	4	88	80	8	95	89	36	95	112	50	43	7	38	6	47	40	7	93	100	45	94	37	38	38	0	103	0	0	0	0	0	-	103	0	37	11	10	1	27	3	0	0	0	0	0	0	30	0	
福井県	17	33	28	5	165	29	33	28	5	100	100	194	100	17	3	0	3	0	18	3	0	3	-	100	18	100	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	55	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-		
山梨県	68	45	36	9	53	13	42	34	8	94	89	66	93	129	36	33	3	26	2	32	30	2	91	67	28	89	169	146	144	2	85	1	0	0	0	0	0	86	0	140	54	47	7	34	5	0	0	0	0	0	0	39	0	
長野県	157	142	110	32	70	20	131	108	23	98	72	90	92	97	101	91	10	94	10	95	88	7	97	70	104	94	59	22	22	0	37	0	0	0	0	0	-	37	0	37	29	23	6	62	16	0	0	0	0	0	0	78	0	
岐阜県	450	207	180	27	40	6	171	149	22	83	81	46	83	356	139	103	36	29	10	110	84	26	82	72	39	79	157	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	99	59	52	7	53	7	0	0	0	0	0	0	60	0	
静岡県	424	315	234	81	55	19	282	206	76	88	94	74	90	278	192	126	66	45	24	166	115	51	91	77	69	86	224	90	80	10	36	4	3	2	1	3	10	40	3	173	121	75	46	43	27	1	1	0	1	0	70	1		
愛知県	2,571	1,325	717	608	28	24	1,157	641	516	89	85	52	87	1,678	950	307	643	18	38	781	274	507	89	79	57	82	1,059	517	388	129	37	12	15	10	5	3	4	49	3	632	379	155	224	25	35	11	10	1	6	0	60	3		
三重県	185	140	120	20	65	11	122	103	19	86	95	76	87	155	110	91	19	59	12	106	90	16	99	84	71	96	98	51	48	3	49	3	0	0	0	0	0	52	0	41	26	20	6	49	15	0	0	0	0	0	0	63	0	
滋賀県	284	112	38	74	13	26	92	37	55	97	74	39	82	221	156	90	66	41	30	154	90	64	100	97	71	99	111	102	44	58	40	52	0	0	0	0	0	92	0	91	71	0	71	0	78	0	0	0	-	0	78	0		
京都府	389	344	91	253	23	65	300	79	221	87	87	88	87	302	167	69	98	23	32	150	68	82	99	84	55	90	246	40	15	25	6	10	0	0	0	0	0	16	0	117	149	95	54	81	46	0	0	0	0	0	0	127	0	
大阪府	1,886	1,540	108	1,432	6	76	1,371	94	1,277	87	89	82	89	1,246	285	72	213	6	17	212	43	169	60	79	23	74	919	213	187	26	20	3	11	10	1	5	4	23	5	666	378	199	179	30	27	26	22	4	11	2	57	7		
兵庫県	819	541	250	291	31	36	489	231	258	92	89	66	90	529	362	277	85	52	16	318	255	63	92	74	68	88	312	118	113	5	36	2	11	11	0	10	0	38	9	212	115	73	42	34	20	12	11	1	15	2	54	10		
奈良県	145	80	27	53	19	37	78	27	51	100	96	55	98	132	52	31	21	23	16	47	31	16	100	76	39	90	67	5	0	5	0	7	1	0	1	-	20	7	20	79	32	20	12	25	15	1	0	1	0	8	41	3		
和歌山県	54	55	43	12	80	22	50	40	10	93	83	102	91	20	137	136	1	680	5	130	130	0	96	0	685	95	16	10	10	0	63	0	0	0	0	0	-	63	0	8	11	9	2	113	25	3	3	0	33	0	138	27		
鳥取県	10	8	8	0	80	0	7	7	0	88	-	80	88	1	6	6	0	600	0	6	6	0	100	-	600	100	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-																	

B.1.617 系統の変異株（デルタ株等）に対する水際強化措置
（変異株 B.1.617 指定国・地域について）
（要旨）

令和 3 年 6 月 28 日

1. 以下の 5 か国・地域を「変異株 B.1.617 指定国・地域」に指定し、これらの国・地域に対して、追加的に、水際強化措置を取ることとします。

- (1) インドネシア
- (2) ウガンダ
- (3) スペイン
- (4) ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市）
- (5) ブラジル（ゴイアス州）

2. インドネシア、ウガンダからのすべての入国者及び帰国者については、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 6 日間待機いただき、入国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

3. スペイン、ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市）、ブラジル（ゴイアス州）からのすべての入国者及び帰国者については、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時からは検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

（注）スペイン、ブラジル（ゴイアス州）は変異株流行国・地域として、すでに上記 3. と同様の水際強化措置の対象。

4. 以下の 2 か国の「変異株 B.1.617 指定国・地域」については、今般、水際強化措置の変更を行うこととします。

- (1) ドイツ
- (2) ベトナム

5. ベトナムからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 6 日間待機いただき、入国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時からは検疫所長の指定する場所で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

6. ドイツからのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で 3 日間待機いただき、入国後 3 日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時からは、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後 3 日目の検査を求めないこととし、入国後 14 日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)(以下「措置(14)」という。)及び「水際対策強化に係る新たな措置(13)」(令和3年5月18日)(以下「措置(13)」という。)に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置(13)の1に基づく措置の対象国・地域(下記2、3及び4の国・地域を除く)

国・地域	指定日	1に基づく措置の 実施開始日時(日本時間)
アイルランド、オランダ、ギリシャ、フランス、ヨルダン	令和3年5月18日	令和3年5月21日午前0時
カザフスタン、チュニジア、デンマーク	令和3年5月25日	令和3年5月28日午前0時
タイ、米国(アイダホ州、アリゾナ州、オレゴン州、コロラド州、デラウェア州、ネバダ州、メイン州、モンタナ州)→ドイツ	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時
米国(カンザス州、ケンタッキー州、ミシシッピ州、ルイジアナ州、ワシントン州)→ベルギー、ラトビア	令和3年6月11日	令和3年6月14日午前0時
アラブ首長国連邦、エストニア、キルギス、スウェーデン、ブ	令和3年6月21日	令和3年6月24日午前0時

ラジル（パラナ州） 米国（アーカンソー 州）ペルー、ポルト ガル、南アフリカ共 和国		
スペイン、ロシア(モ スクワ市、モスクワ 州、サンクトペテル ブルク市)ブラジル (ゴイアス州)ベト ナム	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

ドイツについては令和3年6月1日付けで変異株 B.1.617 指定国・地域に指定していたところ、この指定を解除することとし、令和3年7月1日午前0時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待機、入国後3日目の検査を求めないこととする。

2. 措置(13)の1及び2前段に基づく措置の対象国・地域(下記3及び4の国・地域を除く)

国・地域	指定日	1及び2の前段に基づく措置の 実施開始日時(日本時間)
ベトナム、マレーシ ア	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時
英国	令和3年6月4日	令和3年6月7日午前0時 (上記日時までは、措置(13)の1に基づく措置を実 施。)
エジプト	令和3年6月11日	令和3年6月14日午前0時
インドネシア、ウガ ンダ	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

3. 措置(13)の1及び2に基づく措置の対象国・地域(下記4の国・地域を除く)

国・地域	指定日	1及び2の前段に基づく 措置の実施開始日時 (日本時間)	2の後段に基づく措置の 実施開始日時(日本時間)
バングラデシュ	令和3年6月11日	令和3年6月14日午前 0時(上記日時までは、 措置(14)に基づく措置 を実施。)	令和3年6月13日午前0 時(上記日時までは、措 置(14)に基づく措置を実 施。)

4. 措置(14)に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	前段に基づく措置の 実施開始日時(日本時間)	後段に基づく措置の実施開始 日時(日本時間)
インド、スリランカ、 ネパール、パキスタ	令和3年5月25日	令和3年5月28日午前 0時	令和3年5月27日午前0 時

ン、モルディブ		(上記日時までは、措置(13)の2の前段に基づく措置を実施。)	(上記日時までは、措置(13)の2の後段に基づく措置を実施。)
アフガニスタン	令和3年6月1日	令和3年6月4日午前0時	令和3年6月3日午前0時

(以上)

水際対策強化に係る新たな措置（１３）
（インドで初めて確認された変異株 B.1.617 への対応）

参考

令和３年５月１８日

- １．インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日間の自宅等待機を求めることとする。
- ２．上記１に基づく変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査結果等を総合的に判断の上、当該変異株が流入するリスクがより高いと懸念される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対しては、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日間の自宅等待機を求めることとする。
このうち、特に高い懸念があると判断された国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。
- ３．検疫の適切な実施を確保するため、変異株 B.1.617 指定国・地域から本邦に到着する航空便の搭乗者数を抑制し、帰国を希望する邦人が帰国できることを確保しつつ、入国者数を管理する。
- ４．日本への再入国又は帰国を前提とした、変異株 B.1.617 指定国・地域への短期渡航について、当分の間、中止するよう強く要請する。

（注１）上記１及び２に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（８）」（令和３年２月２日）による変異株流行国・地域への措置は継続する。変異株流行国・地域及び変異株（B.1.617）指定国・地域の双方に指定された国・地域からの入国者及び帰国者に対しては、双方の措置のうち、より厳しい措置のみを実施する。また、双方の措置が同じ場合は、一方の措置を実施する。

（注２）上記２に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１１）」（令和３年５月７日）は令和３年５月２１日午前０時に、「水際対策強化に係る新たな措置（１２）」（令和３年５月１２日）は令和３年５月２０日午前０時に、それぞれ廃止する。

（注３）変異株（B.1.617）指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

（注４）上記１及び２に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前１４日以内に変異株（B.1.617）指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注５）上記１及び２の前段に基づく措置は、令和３年５月２１日午前０時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の３日後の日の午前０時から実施する。また、上記２の後段に基づく措置は、令和３年５月２０日午前０時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の２日後の日の午前０時から実施する。なお、上記２後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。

（注６）上記２の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・

地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない(インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は、令和3年5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする)。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

(注7)上記2の後段に基づく措置は、指定日の2日後の午前0時(日本時間)前に当該措置対象国・地域(インド、パキスタン及びネパールを除く。)を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

(以上)

令和３年５月２５日

インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、本措置に基づいて別途指定する一部の国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、追加的な強化措置として、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での 10 日間の待機を求める。その上で、入国後 3 日目、6 日目及び 10 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日目までの間自宅待機を求めることとする。

また、これらの当該一部の国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

- (注 1) 上記に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和 3 年 5 月 18 日）による変異株 B.1.617 指定国・地域への措置及び、「水際対策強化に係る新たな措置（８）」（令和 3 年 2 月 2 日）による変異株 流行国・地域への措置は継続する。
- (注 2) 上記に基づく変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和 3 年 5 月 18 日）の別添の書式は廃止する。
- (注 3) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に上記に基づく一部の変異株 B.1.617 指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注 4) 上記の前段に基づく措置は、令和 3 年 5 月 28 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。また、上記の後段に基づく措置は、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブから再入国する在留資格保持者に対しては、令和 3 年 5 月 27 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和 3 年 5 月 18 日）の 2 の後段に基づく措置を継続し、今後指定された国・地域については、指定日の 2 日後の日の午前 0 時から実施する。なお、上記後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。
- (注 5) 上記の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の 2 日後以降に出国した者については、この限りではない（インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は令和 3 年 5 月 13 日までに、バングラデシュ及びモルディブから再入国する場合は令和 3 年 5 月 19 日までに、スリランカから再入国する場合は令和 3 年 5 月 20 日までに、それぞれ再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする。）なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。
- (注 6) 上記の後段に基づく措置は、指定日の 2 日後の午前 0 時（日本時間）前に当該措置対象国・地域（インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブを除く。）を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

(以上)

新型コロナウイルス変異株流行国・地域の指定の解除について

令和3年6月28日

1. 「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」については、現在26か国・地域()が指定されているところですが、今般、下記の4か国について、指定を解除することとします。

- (1) イタリア
- (2) ウクライナ
- (3) オーストリア
- (4) ドイツ

() 26か国・地域

アイルランド、アラブ首長国連邦、イタリア、インド、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カナダ(オンタリオ州)、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、ペルー、フィリピン、ブラジル、フランス、米国(フロリダ州、ミネソタ州)、ベルギー、南アフリカ共和国、ルクセンブルク

2. 上記1.の国からのすべての入国者及び帰国者については、これまでは、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととしておりましたが、令和3年7月1日午前0時から、入国時の検査で陰性と判定された方については、検疫所長の指定する場所での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととし、入国後14日間の自宅等での待機をしていただくこととなります。

以上

令和3年2月2日
令和3年6月28日最終改正

変異株流行国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

国・地域	指定日	3.(2)に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
アイルランド、英国、ブラジル(アマゾナス州)、南アフリカ共和国	令和3年2月2日	令和3年2月5日午前0時
アラブ首長国連邦、オランダ、スイス、スウェーデン、デンマーク、ナイジェリア、ブラジル(アマゾナス州を除く)、フランス、ベルギー	令和3年3月2日	令和3年3月5日午前0時
エストニア、パキスタン、ルクセンブルク	令和3年3月17日	令和3年3月20日午前0時
フィリピン	令和3年3月26日	令和3年3月29日午前0時
カナダ(オンタリオ州)、スペイン	令和3年4月6日	令和3年4月9日午前0時
米国(フロリダ州、ミネソ	令和3年4月28日	令和3年5月1日午前0時

タ州) インド、ペルー		
ネパール	令和3年5月12日	令和3年5月15日午前0時

イスラエルについては令和3年2月2日付け、スロバキアについては令和3年3月2日付けで変異株流行国・地域に指定していたところ、令和3年6月1日付けで解除した。ポーランドについては令和3年3月17日付け、フィンランドについては令和3年4月6日付けで変異株流行国・地域に指定していたところ、令和3年6月11日付けで解除した。チェコ、ハンガリー、レバノンについては令和3年3月17日付け、米国（テネシー州、ミシガン州）については令和3年4月28日付けで変異株流行国・地域に指定していたところ、令和3年6月21日付けで解除した。

イタリア、オーストリア、ドイツについては令和3年3月2日付け、ウクライナについては令和3年3月26日付けで変異株流行国・地域に指定していたところ、今般、この指定を解除することとし、令和3年7月1日午前0時以降の入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所での待機、入国後3日目の検査を求めないこととする。

水際対策強化に係る新たな措置（８）

令和３年２月２日

１．新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの新規入国の一時停止

「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置」（第 38 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 6 月 18 日）資料 2）及び「国際的な人の往来の再開等（第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 7 月 22 日）資料 3）」に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、双方の取り決めに基づき、例外的に入国を認め（レジデンストラック）、14 日間の自宅待機期間中も行動範囲を限定した形で行動制限を一部緩和（ビジネストラック）し、並びに、「国際的な人の往来の再開」（第 43 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 9 月 25 日）資料 4 の 1（2））に基づき、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可してきたところであるが、引き続き、当分の間、これらの仕組みによる新型コロナウイルス変異株流行国・地域（以下「変異株流行国・地域」という）からの新規入国を拒否する。

２．変異株流行国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

「国際的な人の往来の再開」（第 44 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 10 月 30 日）資料 5 の 1）に基づき、日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、ビジネストラックと同様の 14 日間待機緩和を認めてきたところであるが、引き続き、当分の間、この仕組みによる変異株流行国・地域からの帰国者及び再入国者については 14 日間待機緩和を認めない。

３．検疫の強化

- （１）変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、引き続き、当分の間、出国前 72 時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施する。
- （２）変異株流行国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後 3 日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。なお、検査証明を帰国時に提出できない日本人については、帰国後 3 日目及び 6 日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所

が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅待機を求めることとする。

(注 1) 上記 1 ~ 3 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置 (令和 2 年 12 月 23 日) 及び「水際対策強化に係る新たな措置 (2)」(令和 2 年 12 月 25 日) は、廃止する。

(注 2) 変異株流行国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

(注 3) 上記 1 ~ 3 に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に変異株流行国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

(注 4) 上記 3 (2) に基づく措置は、令和 3 年 2 月 5 日午前 0 時 (日本時間) から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の 3 日後の日の午前 0 時から実施する。

(以上)

水際対策強化措置に係る国・地域の指定について
(要旨)

令和3年6月28日

これまで、アルファ株等の変異株の感染拡大に対しては変異株流行国・地域を指定し、B.1.617系統の変異株(デルタ株等)の感染拡大に対しては変異株B.1.617指定国・地域を指定し、これらの国・地域からの入国者及び帰国者にそれぞれ追加的に防疫措置等を実施することにより、機動的かつ適時に水際強化措置を講じてきました。

B.1.617系統の変異株(デルタ株等)のみならず、今後も他の変異株と比較して感染力が高いものや、ワクチンの効果が低下する恐れがあるもの等、水際対策上特に懸念すべき変異株が発生することが見込まれる一方で、アルファ株が日本国内で従来株からほぼ置き換わったと推定されている状況になっていること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策強化措置について、新型コロナウイルスを「水際対策上特に懸念すべき変異株」と従来株を含むそれ以外の新型コロナウイルスに分類することとし、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況などのリスク評価に基づき、体系的に整理し直すこととしました。

今回の公表では、「水際対策上特に懸念すべき変異株」として、ベータ株、ガンマ株及びデルタ株を指定し、各国・地域ごとの水際対策強化措置については、変異株B.1.617指定国・地域又は変異株流行国・地域としてすでに実施中の措置を、令和3年7月1日午前0時以降も継続することとします。整理し直した各国・地域ごとの措置の内容は別紙のとおりです。

各国・地域ごとの水際対策強化措置の詳細について

変異株流行国・地域又は変異株 B.1.617 指定国・地域としてすでに実施中の下記の措置は、以下の新たな整理により、令和3年7月1日午前0時以降も継続されることとなります。

1. 以下の6か国を、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、これらの国からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。また、これらの国からの在留資格保持者の再入国は原則拒否します。

アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ

2. 以下の6か国を、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、これらの国からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくこととなります。このうち、バングラデシュからの在留資格保持者の再入国は原則拒否します。

インドネシア、ウガンダ、英国、エジプト、バングラデシュ、マレーシア

3. 以下の25の国・地域を、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」に指定し、これらの国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

アイルランド、アラブ首長国連邦、エストニア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、ナイジェリア、フィリピン、フランス、ブラジル、米国（アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、カンザス州、ケンタッキー州、コロラド州、デラウェア州、ネバダ州、ミシシッピ州、メイン州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州）、ベトナム、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ラトビア、ロシア（モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市）

4. 以下の4の国・地域を、「水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」に指定し、これらの国・地域からのすべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

カナダ（オンタリオ州）、スイス、米国（フロリダ州、ミネソタ州）、ルクセンブルク

詳細は、別添の「水際対策強化に係る新たな措置（15）」をご参照ください。

水際対策強化に係る新たな措置（１５）
（水際対策上特に懸念すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について）

令和３年６月２８日

１．水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域

各国・地域における水際対策上特に懸念すべき変異株の市中感染の状況、各国・地域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数、直近の我が国の空港検疫における検査の陽性率等を踏まえ、各国・地域からの当該変異株の流入リスクを総合的に判断し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」として、下記の追加的措置を実施することとする。

（１）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での１０日間の待機を求める。その上で、入国後３日目、６日目及び１０日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅待機を求めることとする。

また、これらの国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（２）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での６日間の待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅待機を求めることとする。

また、このうち別途指定する一部の国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。

（３）別途指定する国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅待機を求めることとする。

２．水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域

上記１に基づく指定国・地域以外の国・地域について、各国・地域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数、直近の我が国の空港検疫における検査の陽性率等を踏まえ、各国・地域からの新型コロナウイルスの流入リスクを総合的に判断し、流入リスクが高いと判断される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、本措置に基づく別途の指定に沿って、「水際対策上特に懸念すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域」として、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での３日間の待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後１４日目までの間自宅待機を求めることとする。

- (注1) 水際対策上特に懸念すべき変異株は、他の変異株と比較して感染力が高いものや、ワクチンの効果が低下する恐れがあるもの等、特に懸念すべき変異株とする。当該変異株の指定及び指定の解除については、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添1の書式で公表することとする。
- (注2) 上記に基づく指定国・地域については、措置の対象となる国・地域の指定、指定内容の変更及び指定の解除について、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添2の書式で公表することとし、「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)それぞれの別添の書式は廃止する。
- (注3) 上記に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前14日以内に上記に基づく指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。
- (注4) 上記に基づく措置は、令和3年7月1日午前0時(日本時間)から行うものとし、同日時までは「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)による変異株流行国・地域への指定及び措置並びに「水際対策強化に係る新たな措置(13)」(令和3年5月18日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)による変異株B.1.617指定国・地域への指定及び措置を継続する。
- (注5) 上記に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置(3)」(令和2年12月25日)、「水際対策強化に係る新たな措置(4)」(令和2年12月26日)の「3. 検疫の強化」、「水際対策強化に係る新たな措置(8)」(令和3年2月2日)による変異株流行国・地域への指定及び措置並びに「水際対策強化に係る新たな措置(13)」(令和3年5月18日)及び「水際対策強化に係る新たな措置(14)」(令和3年5月25日)による変異株B.1.617指定国・地域への指定及び措置は全て廃止する。
- (注6) 上記に基づいて、令和3年6月29日以降に指定された国・地域については、検疫所長の指定する場所での待機は指定日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否は指定日の2日後の日の午前0時から実施する。また、今後、上記に基づく指定内容の変更及び指定の解除について、検疫所の指定する場所での待機に係る指定の変更または解除は公表日の3日後の日の午前0時から実施し、在留資格保持者の再入国の原則拒否に係る指定の変更または解除は公表日の2日後の日の午前0時から実施する。
- (注7) アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ及びモルディブに対する令和3年6月28日の指定の際を除き、上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否は、指定日の2日後の午前0時(日本時間)前に当該措置対象国・地域を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。
- (注8) 上記に基づく在留資格保持者の再入国の原則拒否について、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。
- ただし、インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は令和3年5月13日までに、バングラデシュ及びモルディブから再入国する場合は令和3年5月19日までに、スリランカから再入国する場合は令和3年5月20日までに、アフガニスタンから再入国する場合は令和3年6月2日までに、それぞれ再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする。

(以上)

令和 3 年 6 月 28 日

水際対策強化に係る新たな措置(15)に基づく
水際対策上特に懸念すべき変異株の指定について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)(以下「措置(15)」という。)に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている水際対策上特に懸念すべき変異株は以下のとおりです。

措置(15)に基づく、水際対策上特に懸念すべき変異株

変異株名	指定日	指定解除日
B.1.351 系統の変異株(ベータ株) P.1 系統の変異株(ガンマ株) B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)	令和3年6月28日	

(以上)

令和 3 年 6 月 28 日

水際対策強化に係る新たな措置(15)に基づく
指定国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置(15)」(令和3年6月28日)(以下「措置(15)」という。)に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

1. 措置(15)の1(1)に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1(1)の前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)	1(1)の後段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
アフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、モルディブ	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時	令和3年7月1日午前0時

2. 措置(15)の1(2)全文に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1(2)の前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)	1(2)の後段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
バングラデシュ	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時	令和3年7月1日午前0時

3. 措置(15)の1(2)前段に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	1(2)の前段に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
インドネシア、ウガンダ、英国、エジプト、マレーシア	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

4. 措置(15)の1(3)に基づく措置の対象国・地域

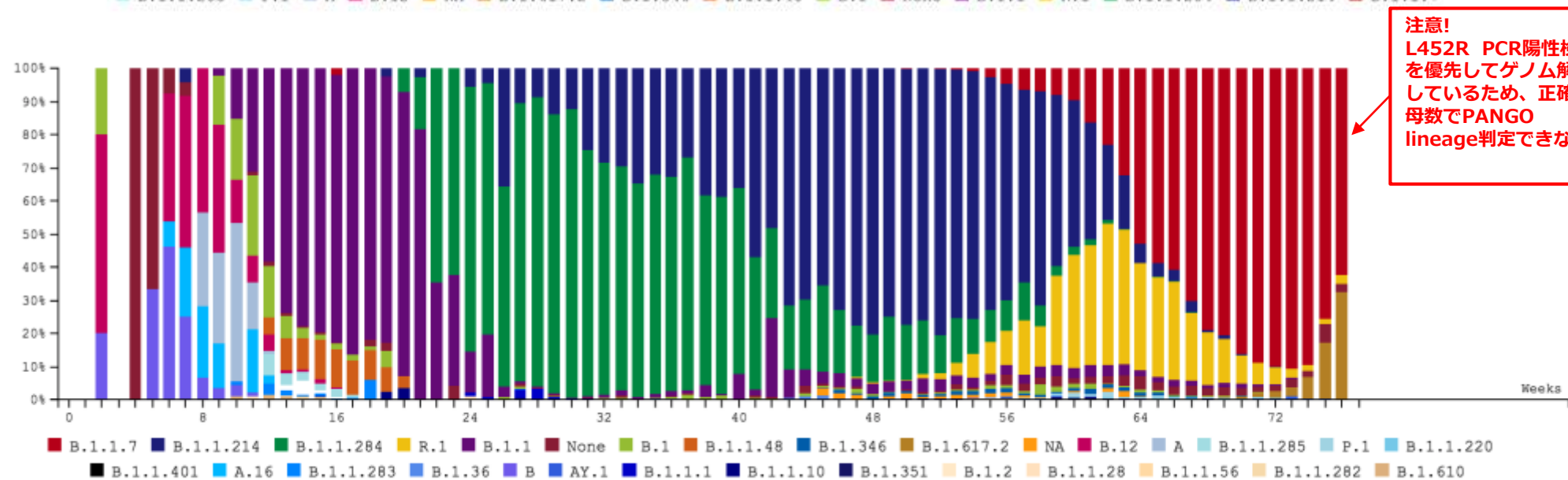
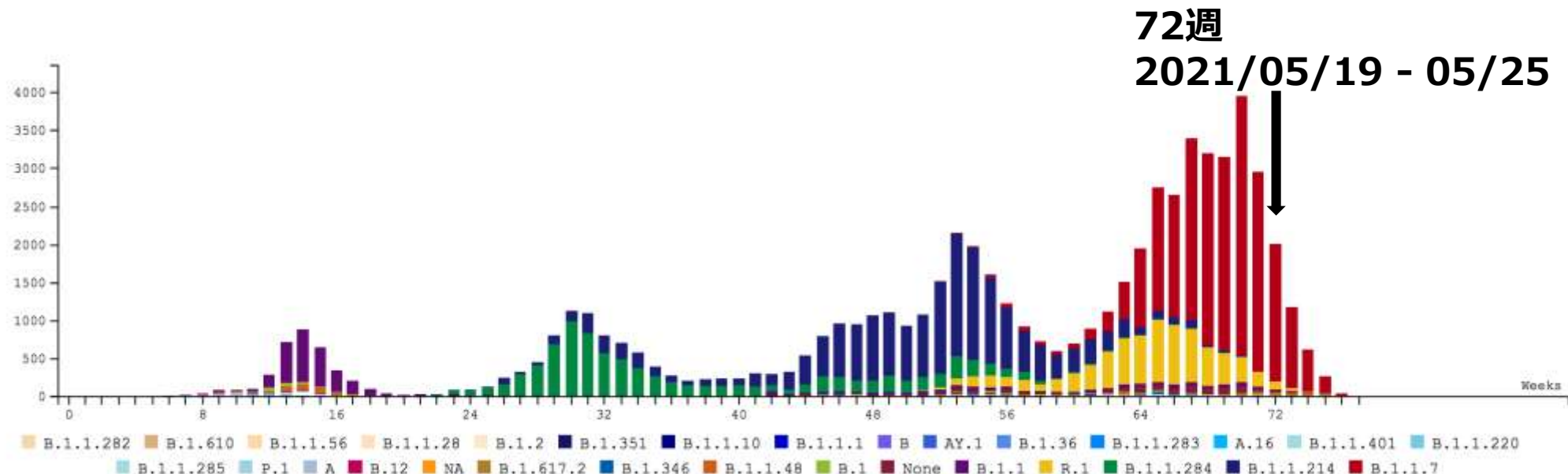
国・地域	指定日	1(3)に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
アイルランド、アラブ首長国連邦、エストニア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、スウェーデン、スペイン、タイ、チュニジア、デンマーク、ナイジェリア、フィリピン、フランス、ブラジル、米国(アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オレゴン州、カンザス州、ケンタッキー州、コロラド州、デラウェア州、ネバダ州、ミシシッピ州、メイン州、モンタナ州、ルイジアナ州、ワシントン州)、ベトナム、ペルー、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、ラトビア、ロシア(モスクワ市、モスクワ州、サンクトペテルブルク市)	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

5. 措置(15)の2に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	2に基づく措置の実施開始日時(日本時間)
カナダ(オンタリオ州)、スイス、米国(フロリダ州、ミネソタ州)、ルクセンブルク	令和3年6月28日	令和3年7月1日午前0時

(以上)

国内 新型コロナゲノムの PANGO lineage 変遷（2021/06/26現在）



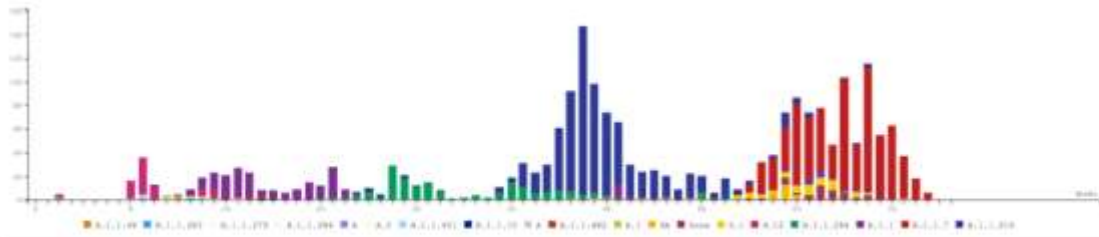
注意!
L452R PCR陽性検体を優先してゲノム解読しているため、正確な母数でPANGO lineage判定できない。

72	
B.1.1.7	1803
B.1.1.214	3
B.1.1.284	0
R.1	105
B.1.1	9
None	33
B.1	0
B.1.1.48	0
B.1.346	0
B.1.617.2	40
NA	0
B.1.1.220	2
B.1.1.401	0
B.1.1.10	0
B.1.12	0
A	0
P.1	0
B.1.1.285	0
B.1.1.220	2
B.1.1.401	0
A.16	0
B.1.1.283	0
B.1.36	0
AY.1	8

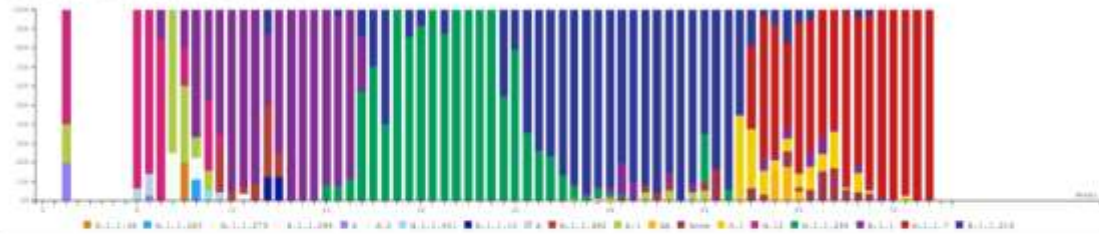
※地方衛生研究所で解析されたゲノム解析結果を含む。

北海道

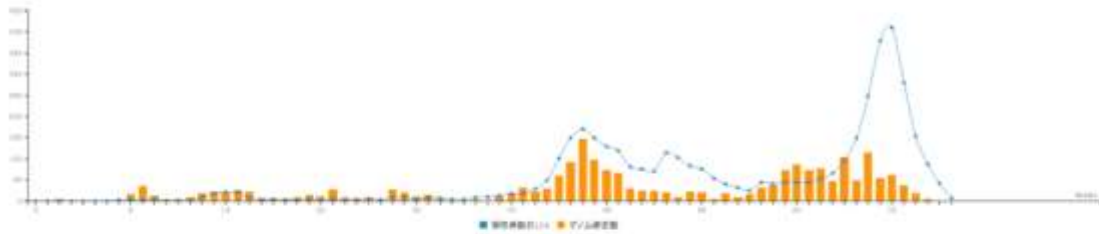
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



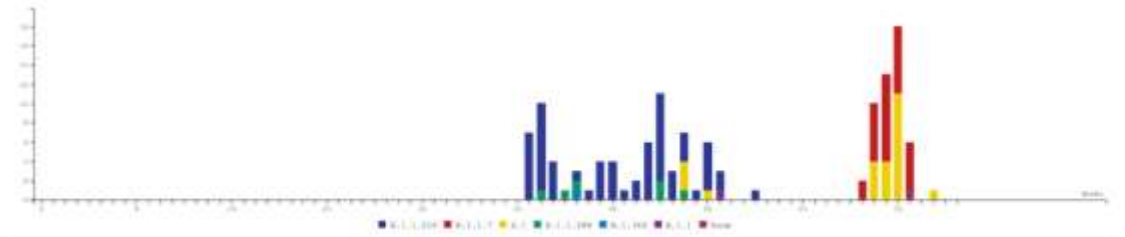
[Asia/Japan/Hokkaido] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



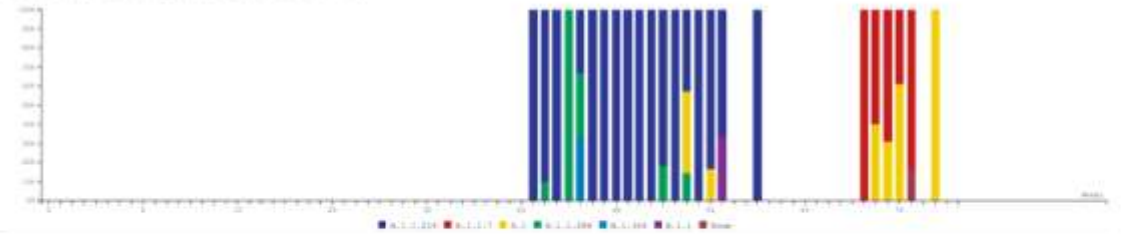
〔陽性者数の計算について (累計値)〕 情報:ncovまとめ (都道府県別の感染者数より) <https://covid19-2020.com/special/summary/area/Data/>
 〔ゲノム確定数の計算〕 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンター割戻分を対象として集計実施)

青森

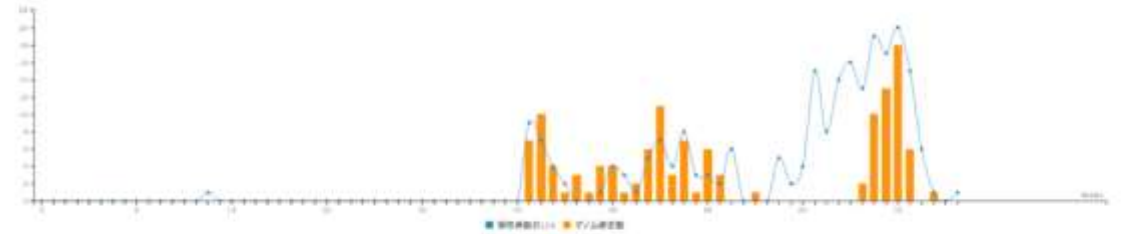
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



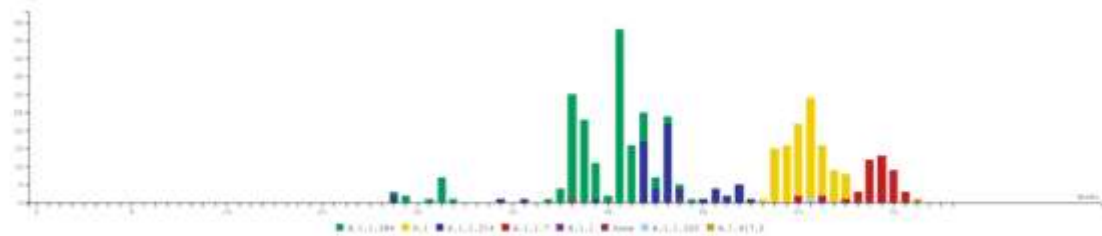
[Asia/Japan/Aomori] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



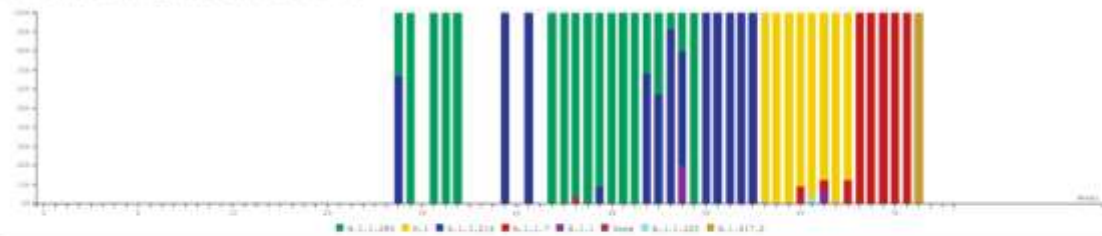
〔陽性者数の計算について (累計値)〕 情報:ncovまとめ (都道府県別の感染者数より) <https://covid19-2020.com/special/summary/area/Data/>
 〔ゲノム確定数の計算〕 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンター割戻分を対象として集計実施)

岩手

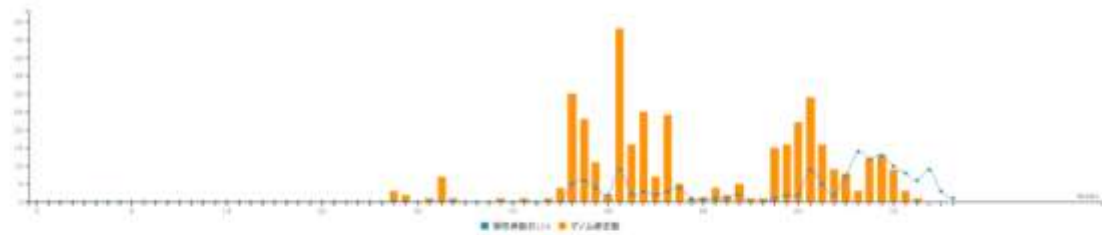
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Iwate] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)

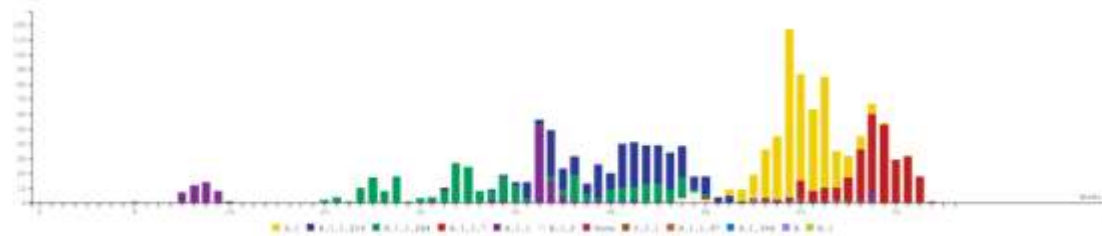


〔陽性者数の計算について〕(累計) 情報: cov-memo (都道府県別の感染人数より) <https://covid19.com/jp/summary/area/Data/>

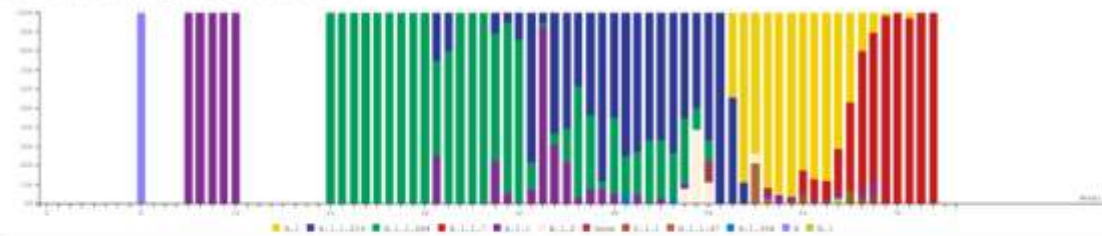
〔ゲノム確定数の計算〕 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンター解説分を対象として累計実施)

宮城

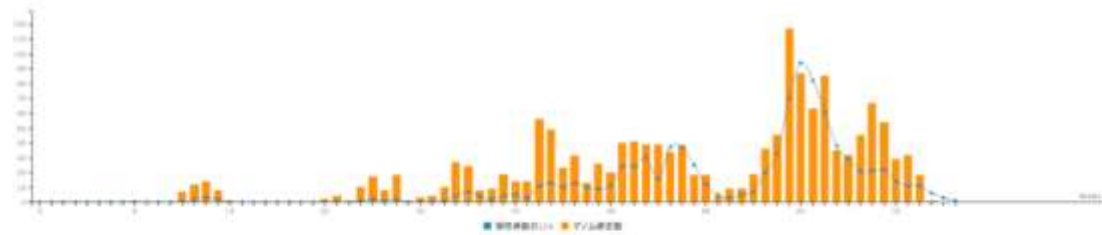
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Miyagi] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)

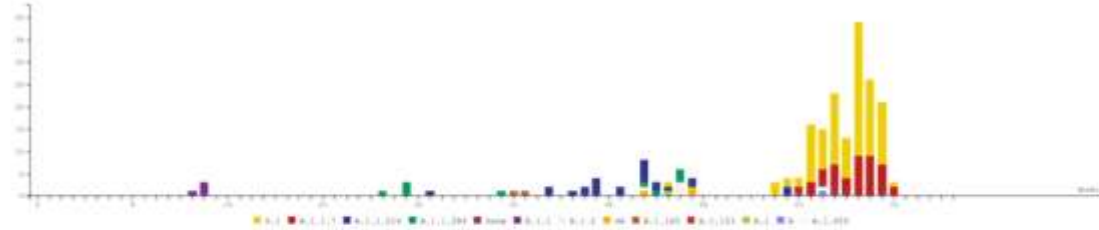


〔陽性者数の計算について〕(累計) 情報: cov-memo (都道府県別の感染人数より) <https://covid19.com/jp/summary/area/Data/>

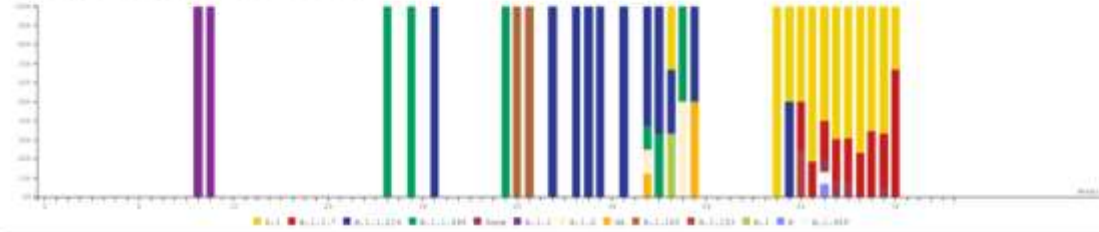
〔ゲノム確定数の計算〕 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンター解説分を対象として累計実施)

秋田

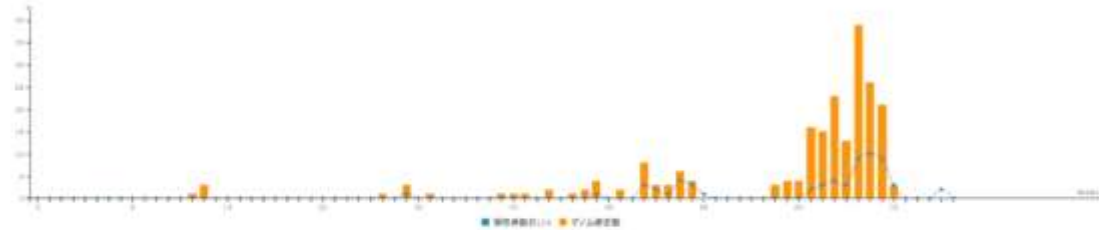
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



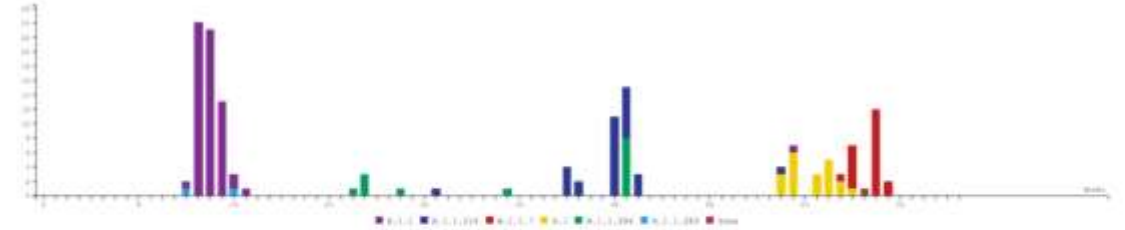
[Asia/Japan/Akita] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



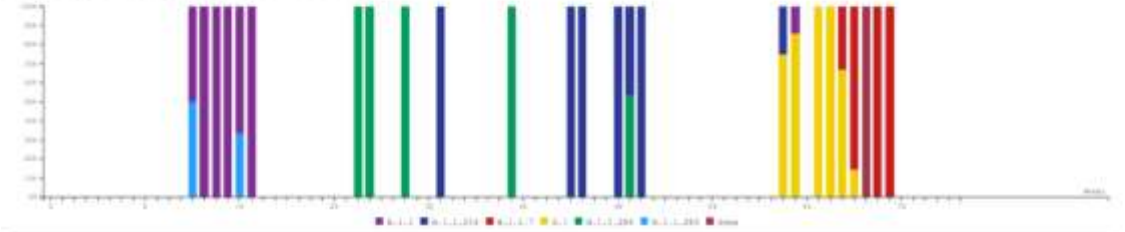
(陽性者数の計算について (集計先) : 情報:2020までの (都道府県別の感染患者数より) <https://www1.nhk.or.jp/news/region/akita/index.html>)
(ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

山形

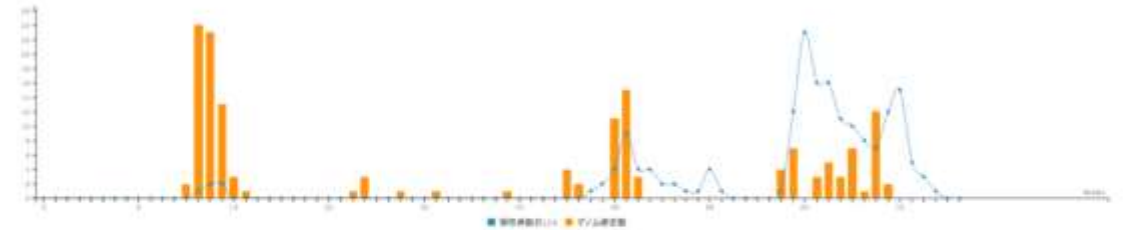
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



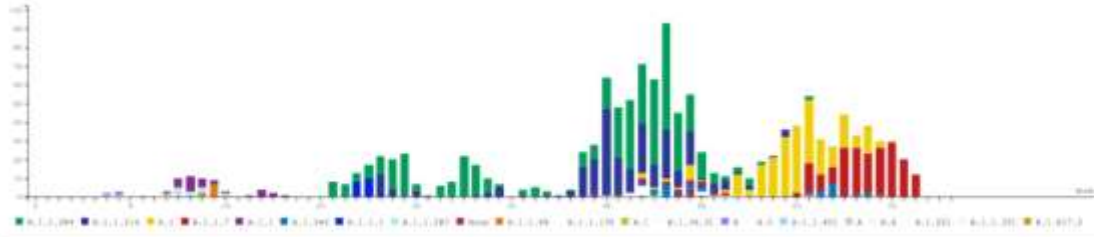
[Asia/Japan/Yamagata] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



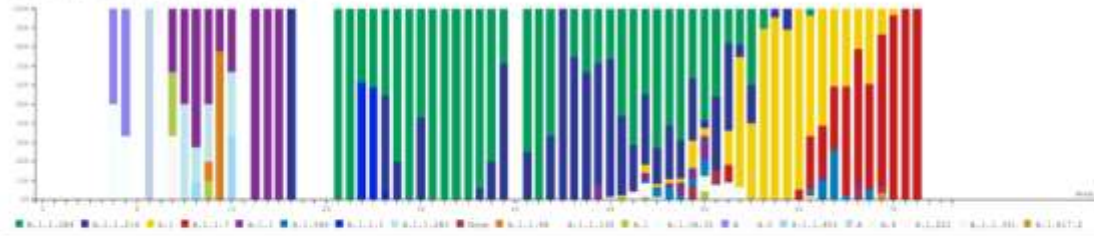
(陽性者数の計算について (集計先) : 情報:2020までの (都道府県別の感染患者数より) <https://www1.nhk.or.jp/news/region/akita/index.html>)
(ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

栃木

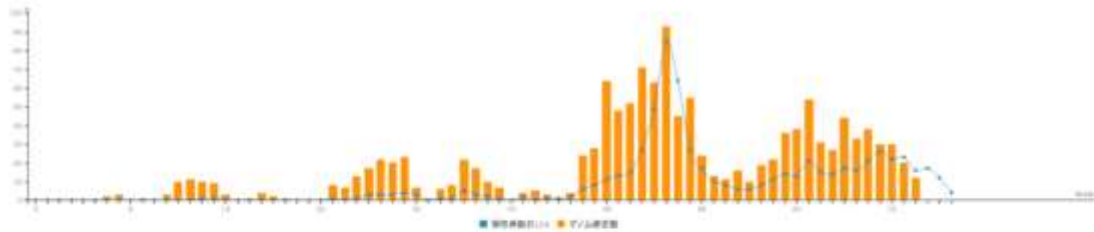
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Tochigi] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



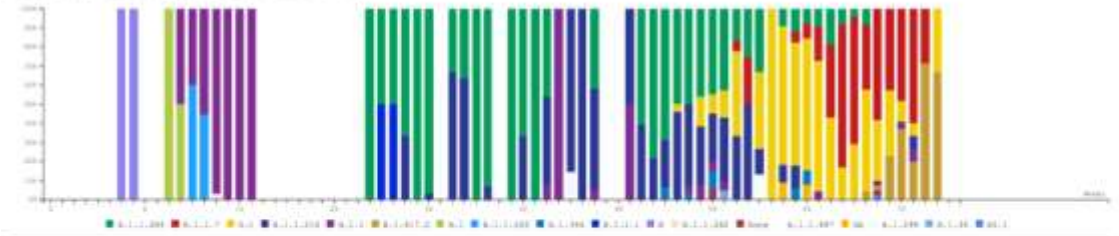
(陽性者数の計算について (累計)) 情報: countまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://vml.rnh.or.jp/news/keiseki/suzumeyizue/Data/>
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンター把握分を対象として集計実施)

群馬

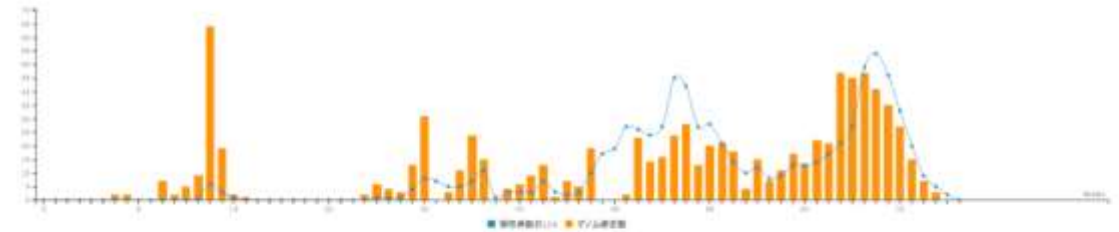
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



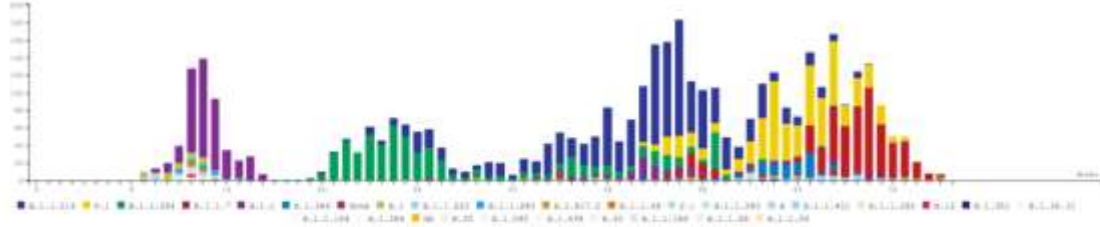
[Asia/Japan/Gunma] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



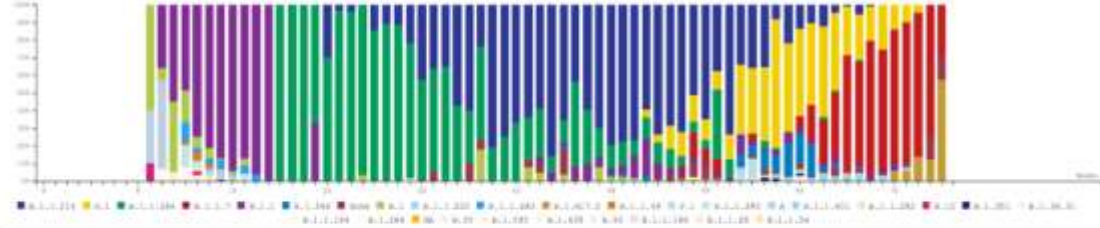
(陽性者数の計算について (累計)) 情報: countまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://vml.rnh.or.jp/news/keiseki/suzumeyizue/Data/>
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンター把握分を対象として集計実施)

埼玉

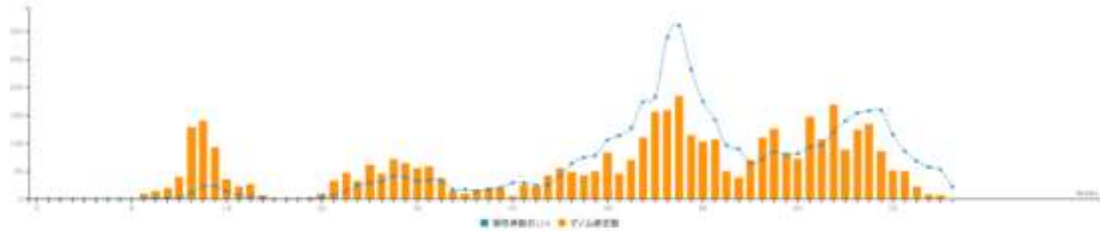
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



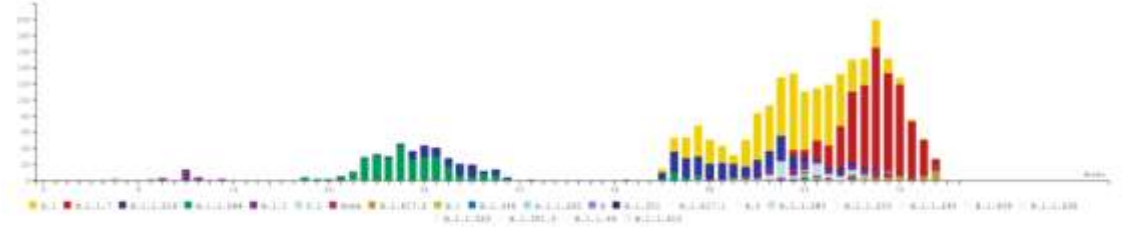
[Asia/Japan/Saitama] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



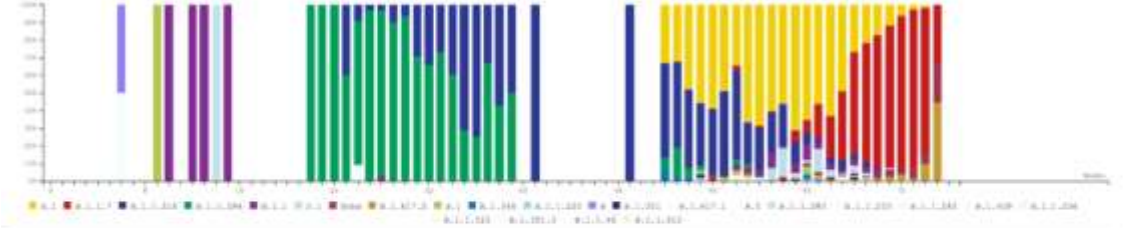
陽性者数の計算について (累計値) : 情報: covsまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://vovvl.nhk.or.jp/news/special/syokumei/area/data/>
 ゲノム確定数の計算: 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに属分を対象として集計実施)

千葉

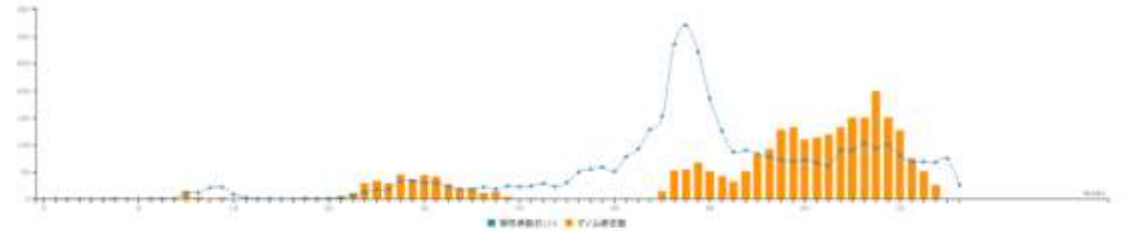
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



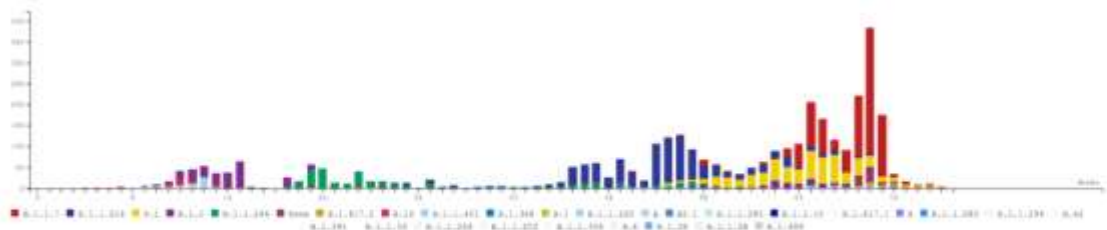
[Asia/Japan/Chiba] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



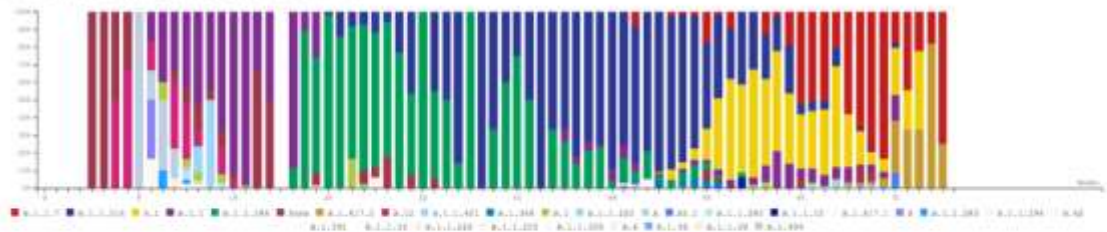
陽性者数の計算について (累計値) : 情報: covsまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://vovvl.nhk.or.jp/news/special/syokumei/area/data/>
 ゲノム確定数の計算: 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに属分を対象として集計実施)

東京

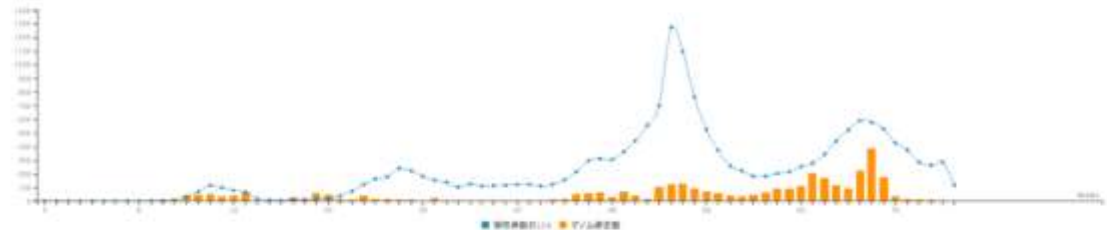
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Tokyo] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



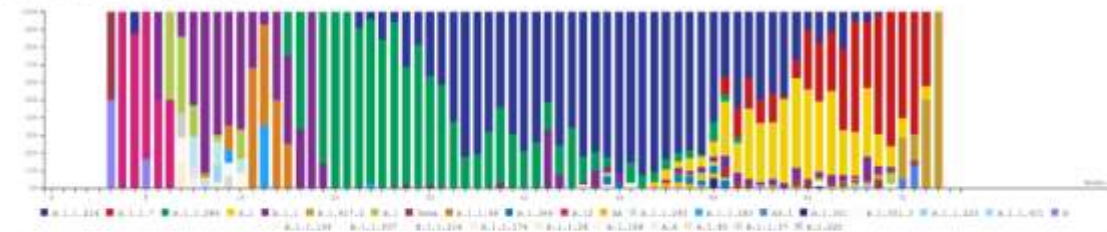
【陽性者数の計算について（集計先）】 情報:maxまでの（都道府県別の感染者数より） <https://www1.nih.go.jp/ncce/special/strategic/area/base/>
 【ゲノム確定数の計算】 感染症での集計先、自治体での集計先（地方衛生研究所）、民間検査会社での集計先の合計。
 （いずれも感染症ゲノムセンターに集計先を明示して集計実施）

神奈川

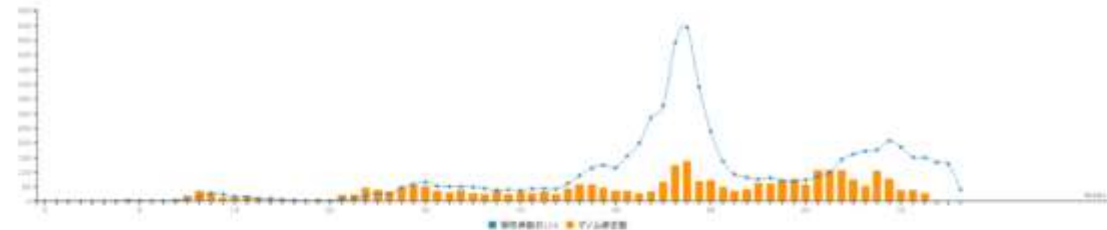
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



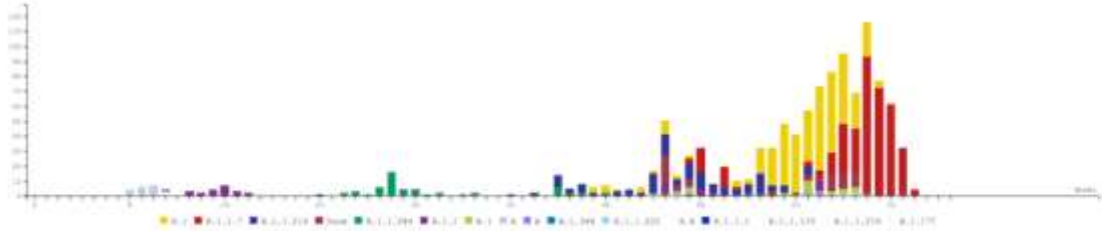
[Asia/Japan/Kanagawa] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



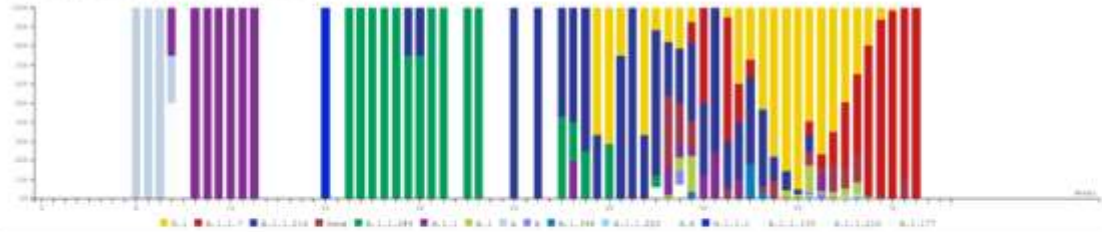
【陽性者数の計算について（集計先）】 情報:maxまでの（都道府県別の感染者数より） <https://www1.nih.go.jp/ncce/special/strategic/area/base/>
 【ゲノム確定数の計算】 感染症での集計先、自治体での集計先（地方衛生研究所）、民間検査会社での集計先の合計。
 （いずれも感染症ゲノムセンターに集計先を明示して集計実施）

新潟

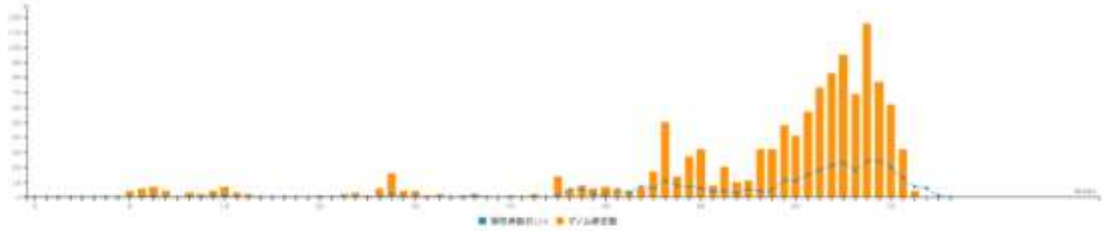
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



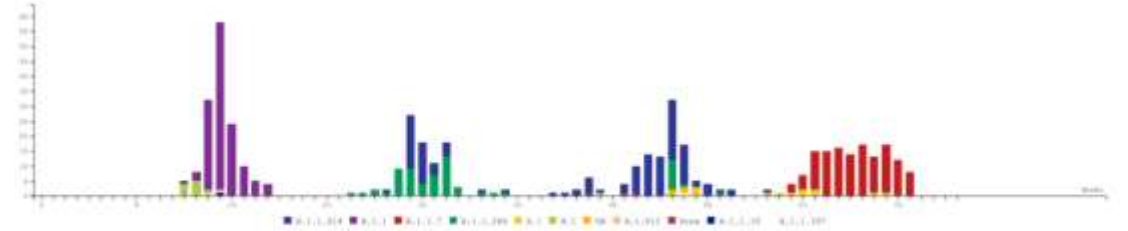
[Asia/Japan/Niigata] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



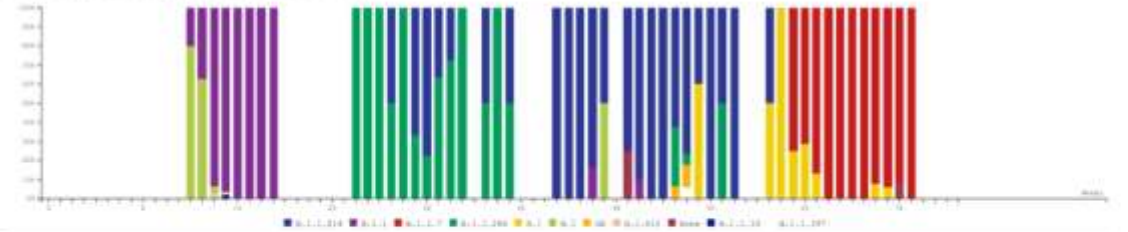
[陽性者数の計算について (累計)] 情報: covrまとも (都道府県別の感染患者数より) <https://covid19-epi.jp/press/special/summary/area/Data/>
[ゲノム確定数の計算] 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンターの解析分を対象として累計実施)

富山

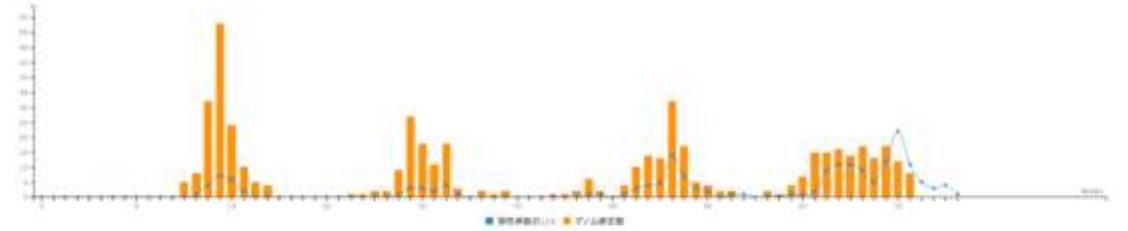
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Toyama] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)

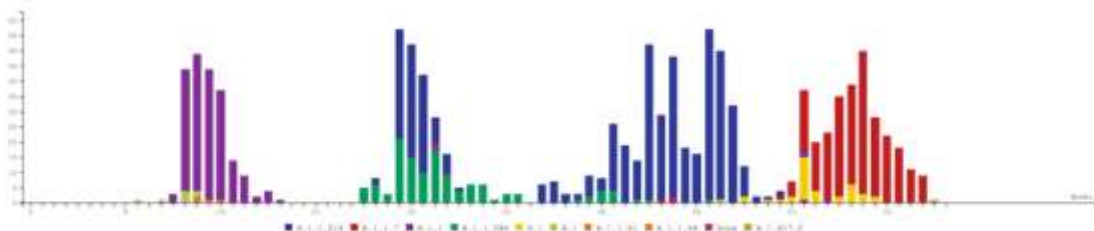


[陽性者数の計算について (累計)] 情報: covrまとも (都道府県別の感染患者数より) <https://covid19-epi.jp/press/special/summary/area/Data/>
[ゲノム確定数の計算] 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンターの解析分を対象として累計実施)

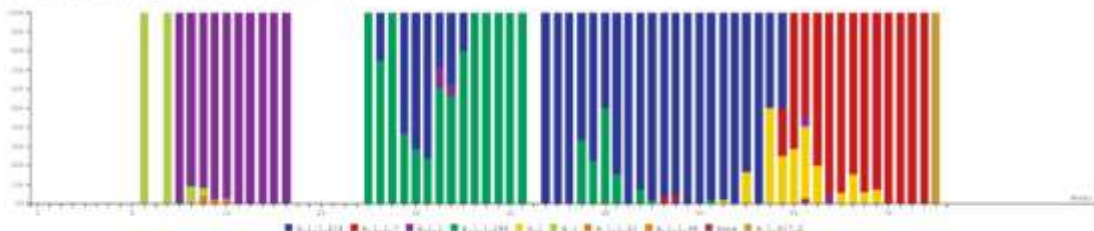
石川

福井

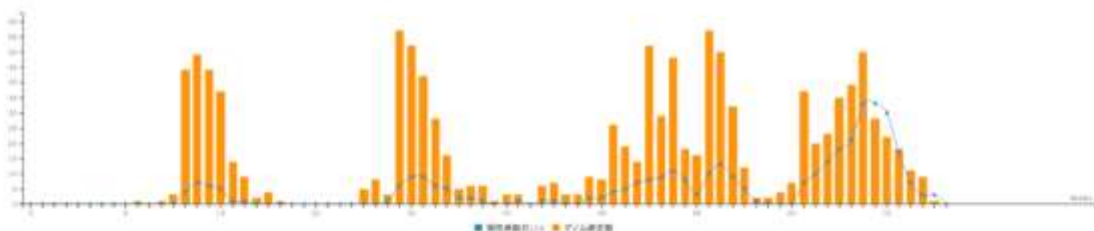
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)

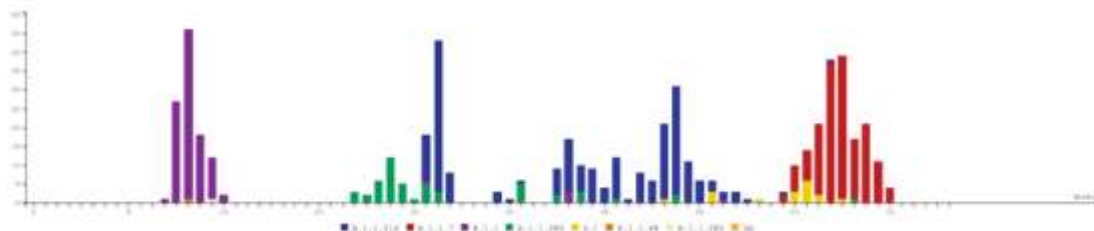


[Asia/Japan/Ishikawa] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)

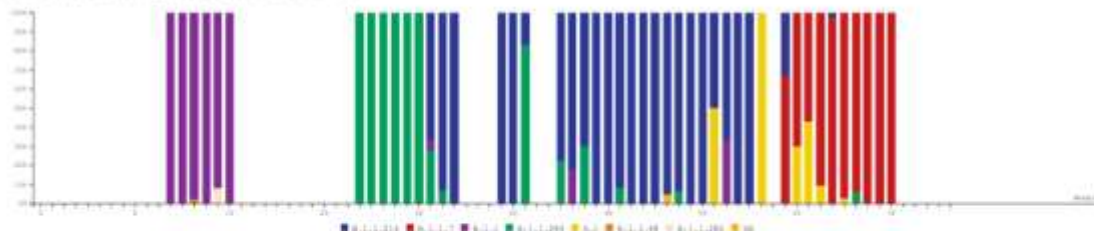


(陽性者数の計算について「集計先」情報:2020/5/6 (報道発表用の感染患者数より) <https://www.tohoku.ac.jp/news/2020/05/06/summary/area/data/>)
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分(地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

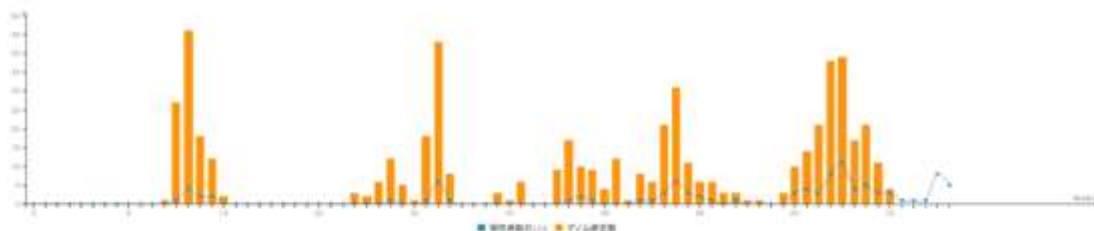
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Fukui] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



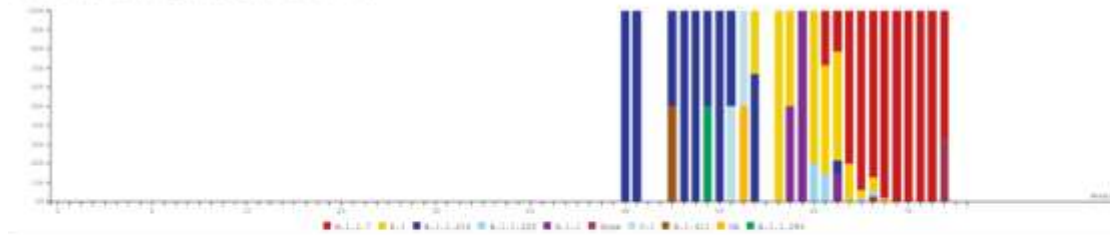
(陽性者数の計算について「集計先」情報:2020/5/6 (報道発表用の感染患者数より) <https://www.tohoku.ac.jp/news/2020/05/06/summary/area/data/>)
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分(地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

山梨

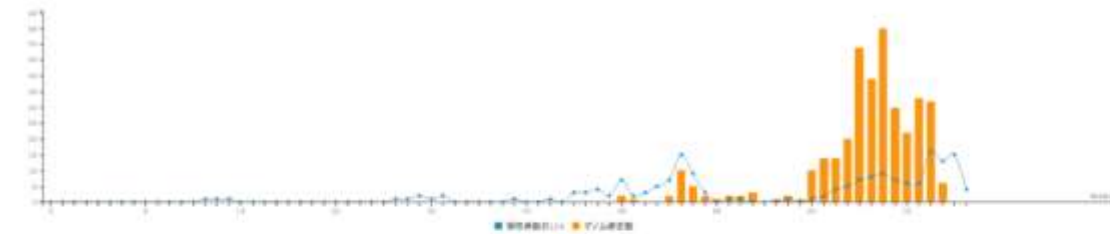
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



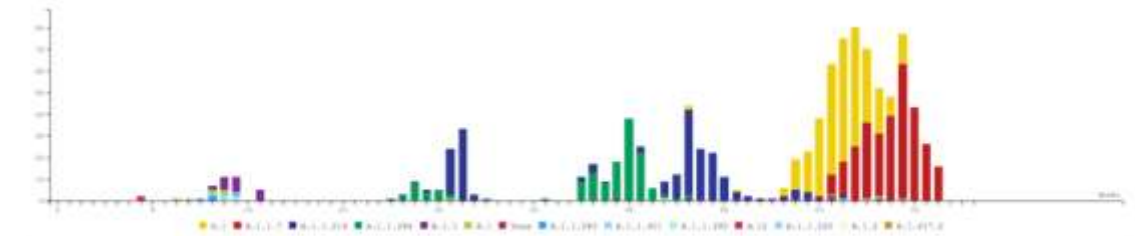
[Asia/Japan/Yamanashi] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



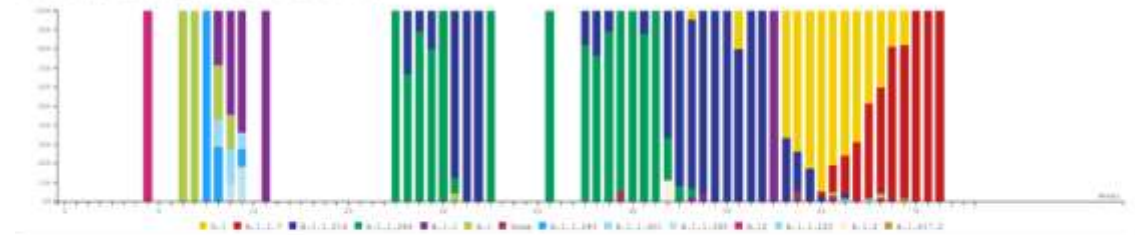
(陽性者数の計算について (累計)) : 情報:coxまとの (都道府県別の感染者数より) <https://www.rchb.or.jp/news/epidemiology/summary/area/Data/>
 (ゲノム確定数の計算) : 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染研ゲノムセンターに解析分を対象として累計実施)

長野

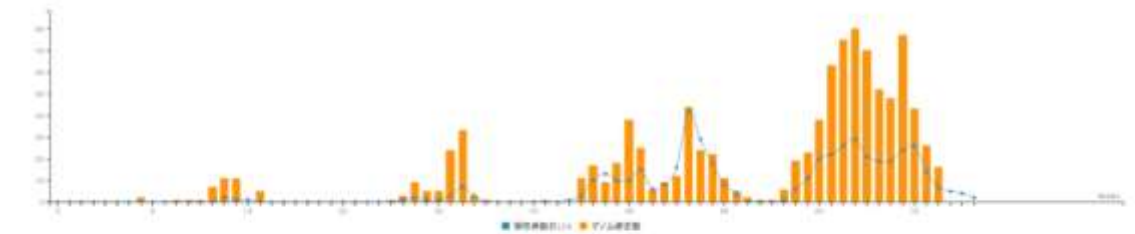
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



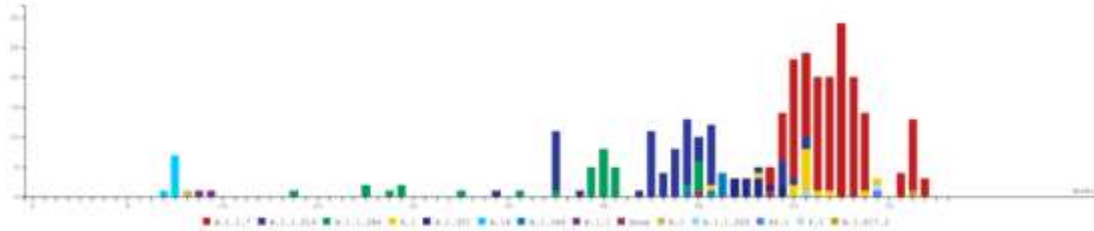
[Asia/Japan/Nagano] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



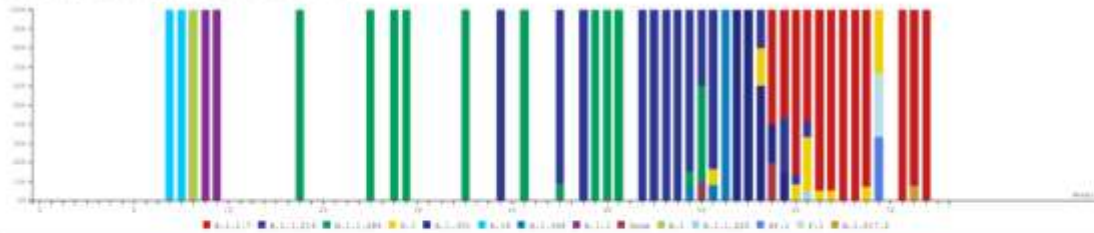
(陽性者数の計算について (累計)) : 情報:coxまとの (都道府県別の感染者数より) <https://www.rchb.or.jp/news/epidemiology/summary/area/Data/>
 (ゲノム確定数の計算) : 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染研ゲノムセンターに解析分を対象として累計実施)

岐阜

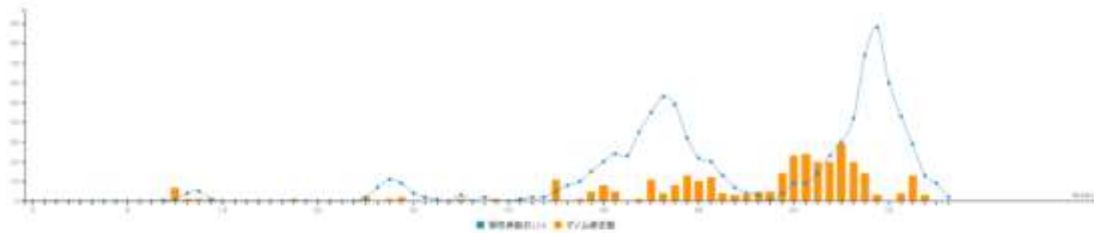
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



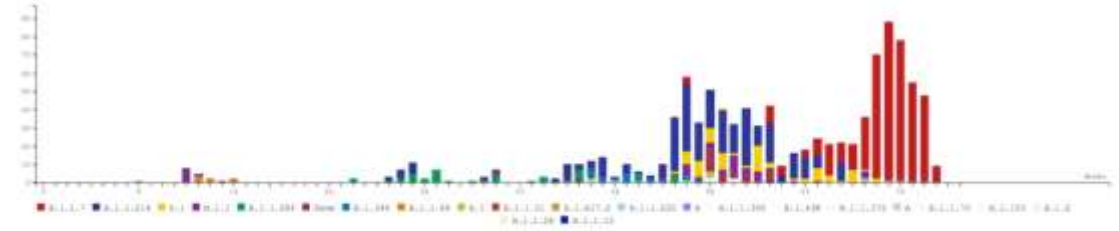
[Asia/Japan/Gifu] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



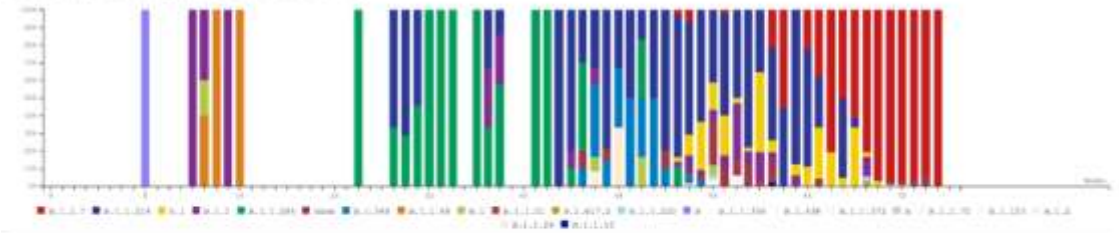
陽性者数の計算について (集計先) | 情報: maxまでの (標準化基期の感染数より) | <https://vml.nhk.or.jp/news/special/summary/area/Data/>
ゲノム確定数の計算 | 厚労省での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンターに解析を依頼して集計実施)

静岡

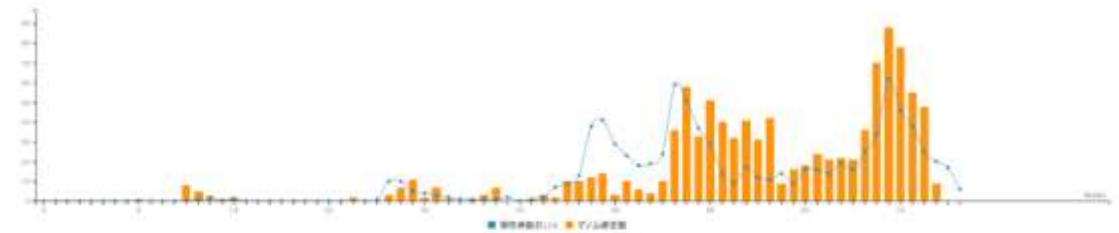
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



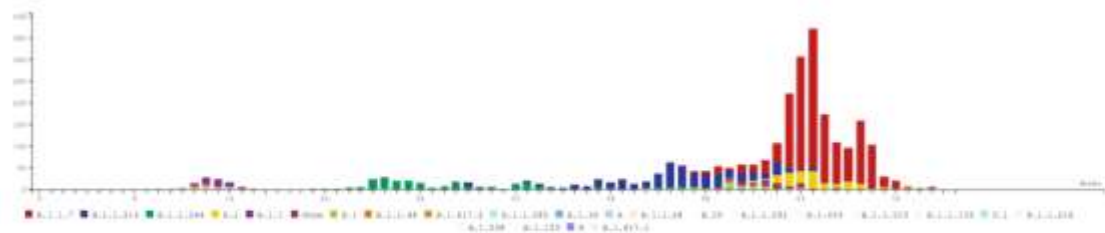
[Asia/Japan/Shizuoka] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



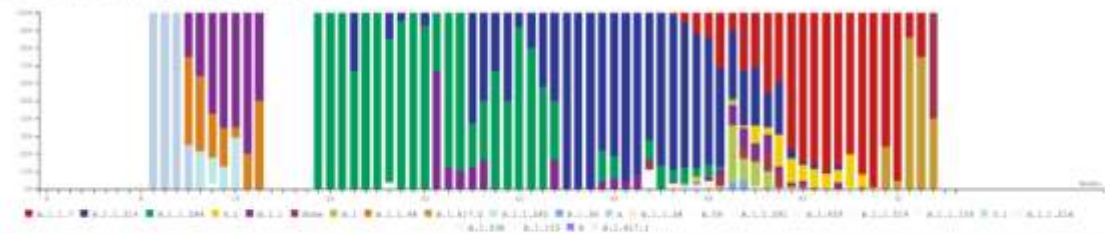
陽性者数の計算について (集計先) | 情報: maxまでの (標準化基期の感染数より) | <https://vml.nhk.or.jp/news/special/summary/area/Data/>
ゲノム確定数の計算 | 厚労省での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンターに解析を依頼して集計実施)

大阪

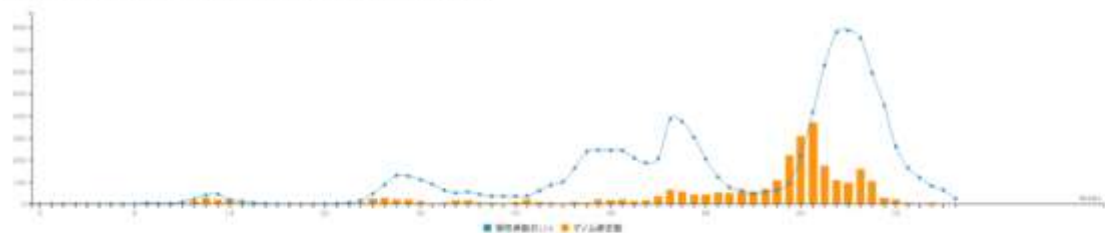
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Osaka] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)

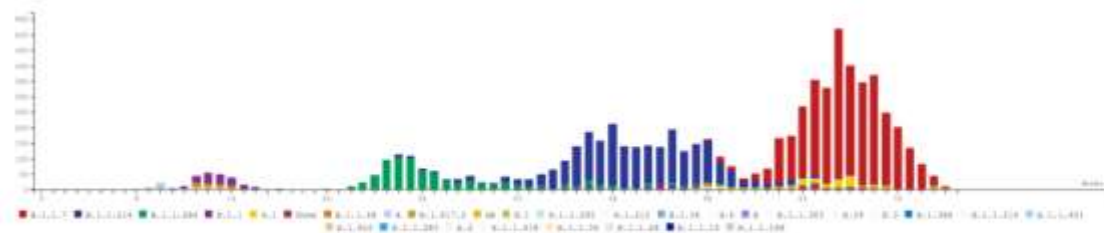


(陽性者数の計算について) (累計計) : 情報: rsmrまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://vml.rhh.or.jp/news/special/smrsummary/data/>

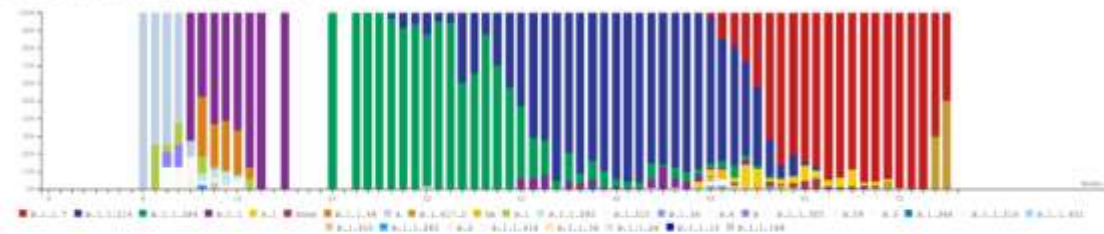
(ゲノム確定数の計算) 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンター附属分を対象として集計実施)

兵庫

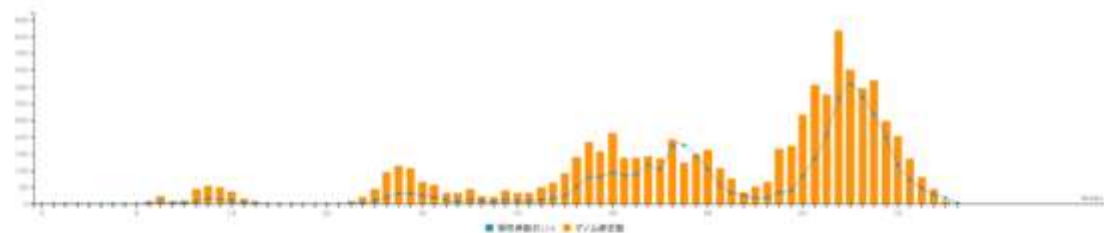
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Hyogo] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)

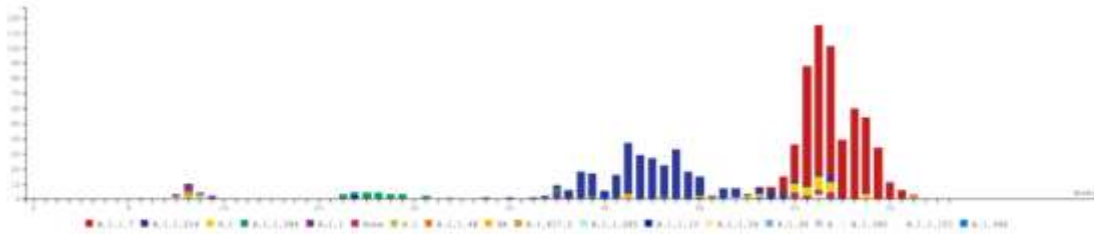


(陽性者数の計算について) (累計計) : 情報: rsmrまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://vml.rhh.or.jp/news/special/smrsummary/data/>

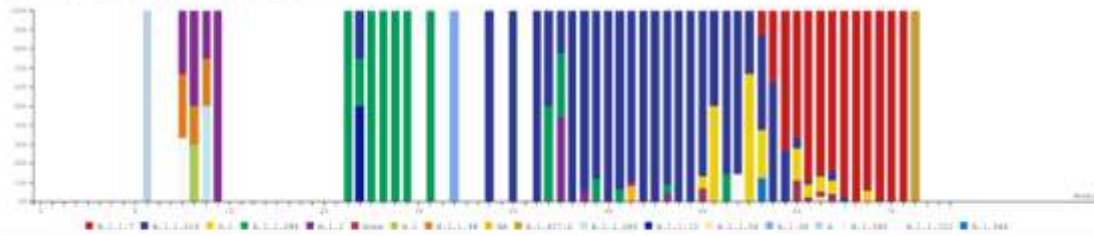
(ゲノム確定数の計算) 感染症での解説分、自治体での解説分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解説分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンター附属分を対象として集計実施)

奈良

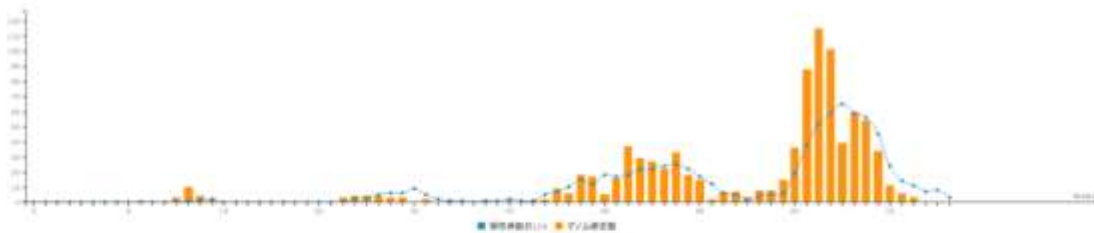
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



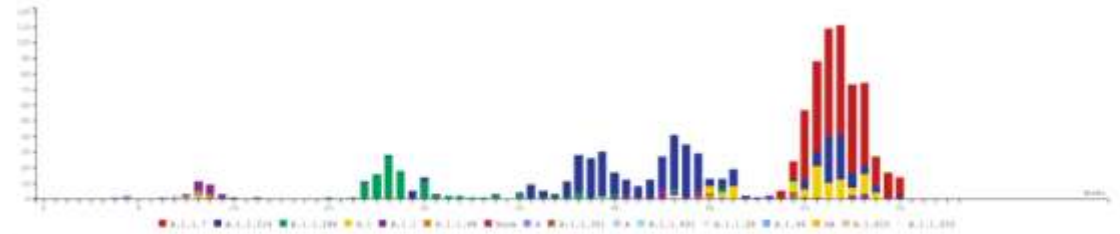
[Asia/Japan/Nara] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



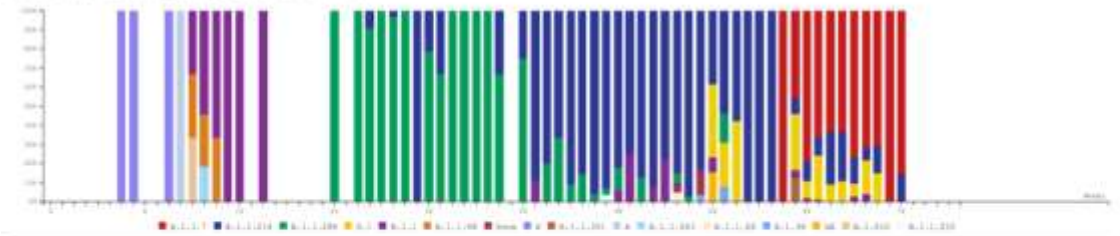
(陽性者数の計算について (累計値) : 情報.comまとめ (都道府県別の感染者数より) <https://www1.tohoku.ac.jp/news/special/syomuryaku/area/data/>
 (ゲノム確定数の計算) 奈良県での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

和歌山

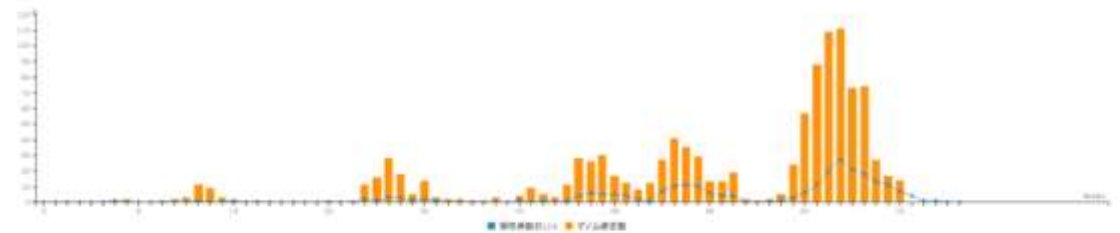
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



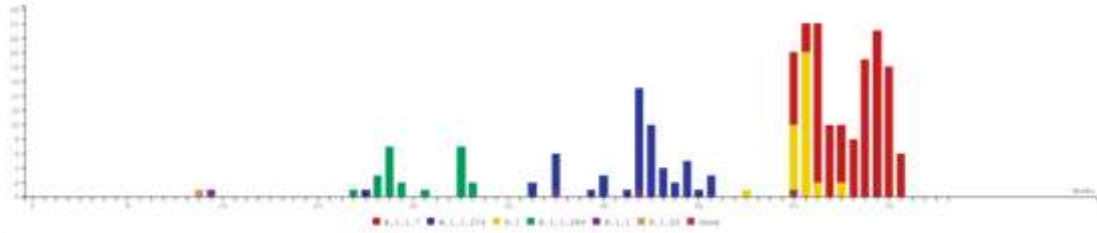
[Asia/Japan/Wakayama] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



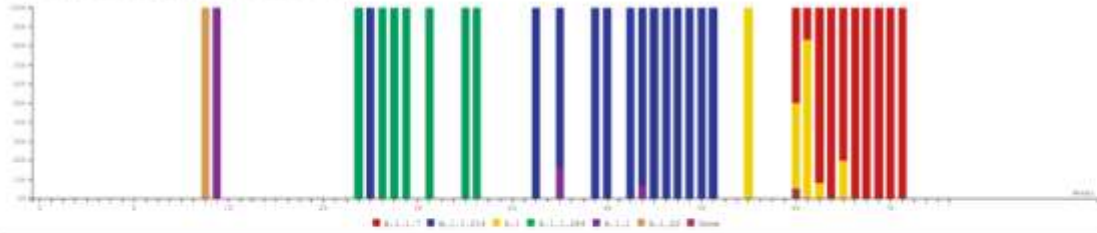
(陽性者数の計算について (累計値) : 情報.comまとめ (都道府県別の感染者数より) <https://www1.tohoku.ac.jp/news/special/syomuryaku/area/data/>
 (ゲノム確定数の計算) 奈良県での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

鳥取

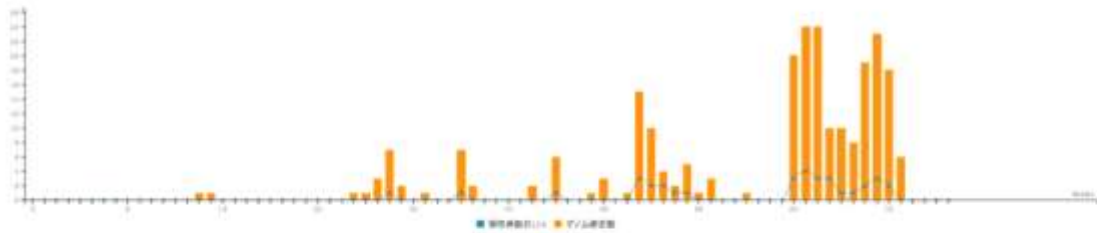
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



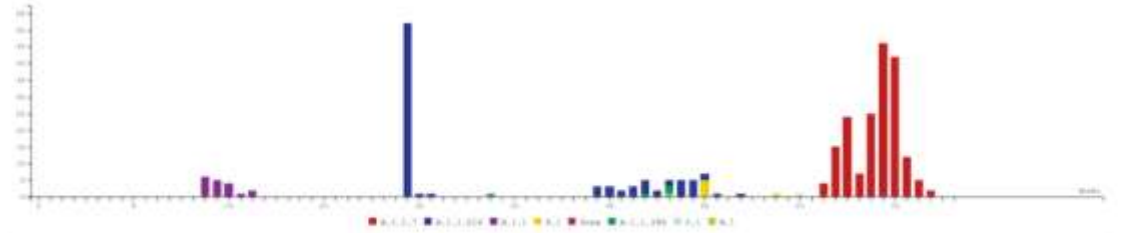
[Asia/Japan/Tottori] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



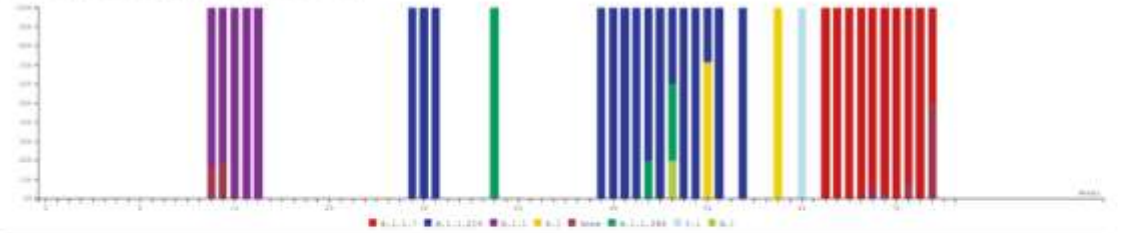
(陽性者数の計算について (推計値) : 情報.comまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://www1.nhk.or.jp/news/special/norinorinze/data/>
 (ゲノム確定数の計算) 厚労省での解析分、自治体での解析分(地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

島根

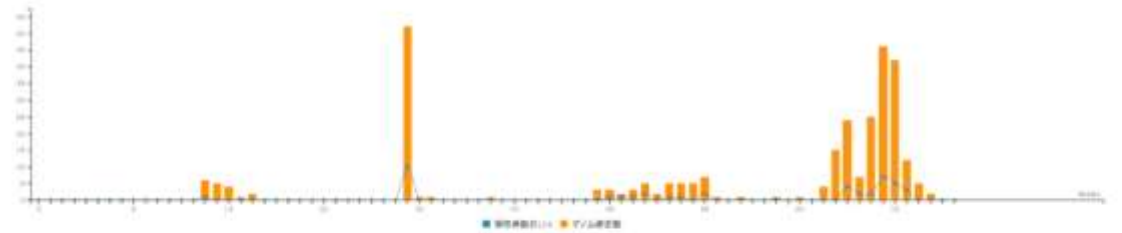
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



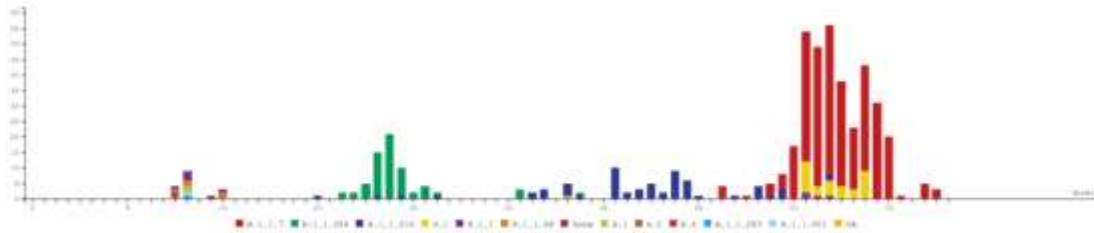
[Asia/Japan/Shimane] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



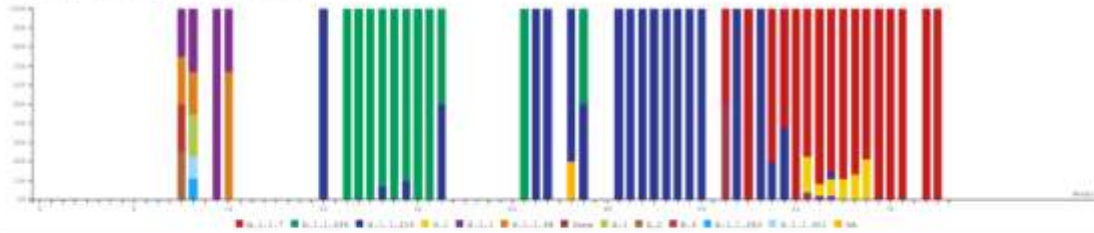
(陽性者数の計算について (推計値) : 情報.comまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://www1.nhk.or.jp/news/special/norinorinze/data/>
 (ゲノム確定数の計算) 厚労省での解析分、自治体での解析分(地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

岡山

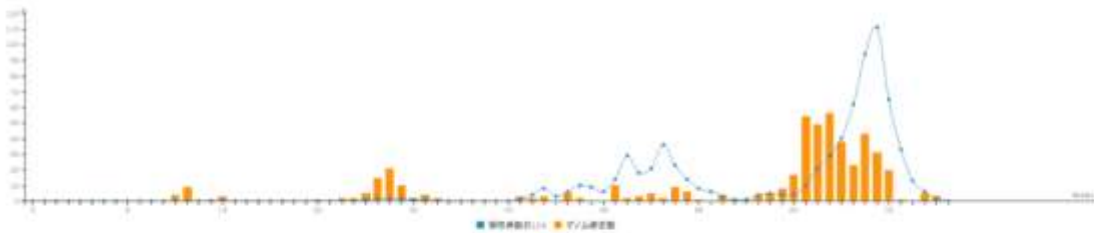
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Okayama] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)

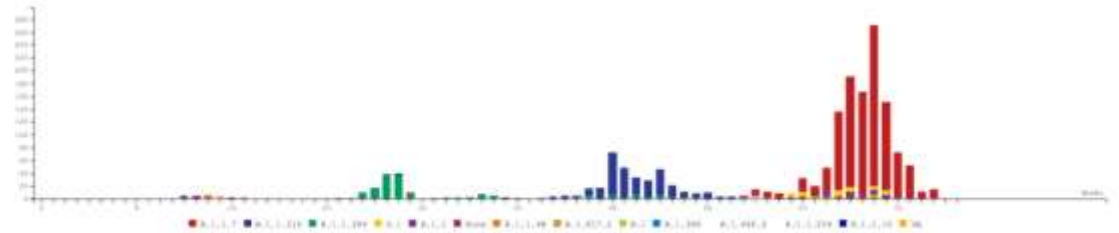


(陽性者数の計算について「集計先」情報: countまでの(都道府県別の感染患者数より) <https://www1.nih.go.jp/ncsc/special/summary/area/Data/>)

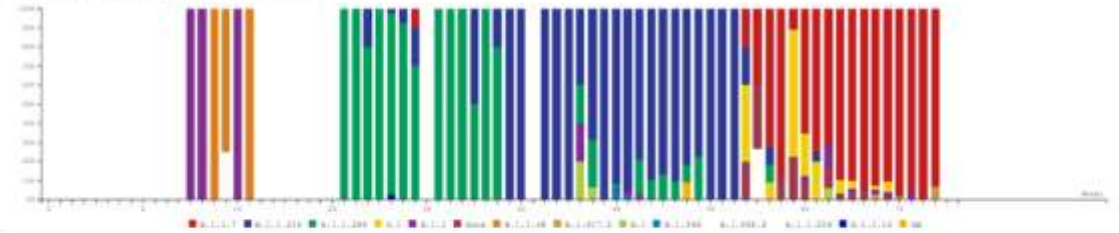
(ゲノム確定数の計算) 都道府県での集計分、自治体での集計分(地方衛生研究所)、民間検査会社での集計分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンター把握分を対象として集計実施)

広島

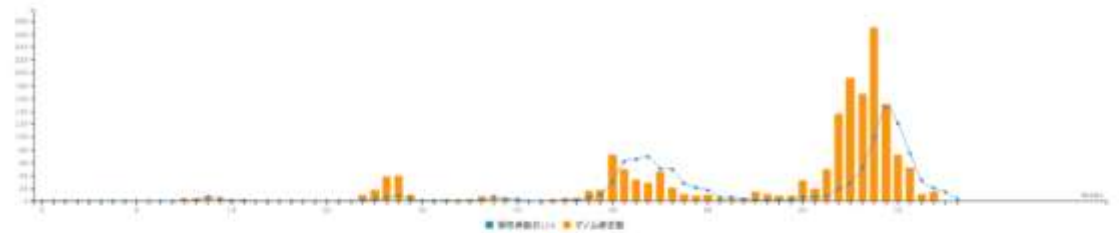
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Hiroshima] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)

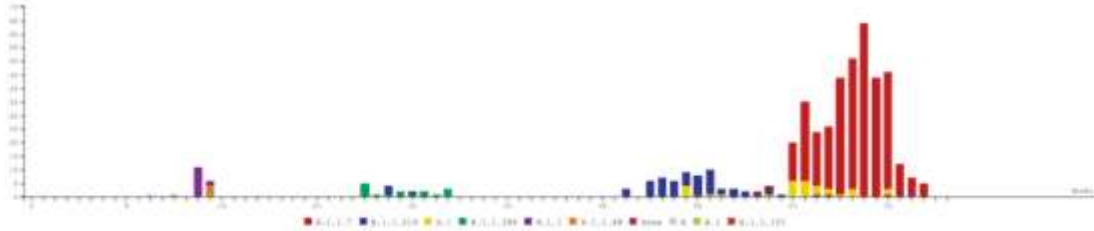


(陽性者数の計算について「集計先」情報: countまでの(都道府県別の感染患者数より) <https://www1.nih.go.jp/ncsc/special/summary/area/Data/>)

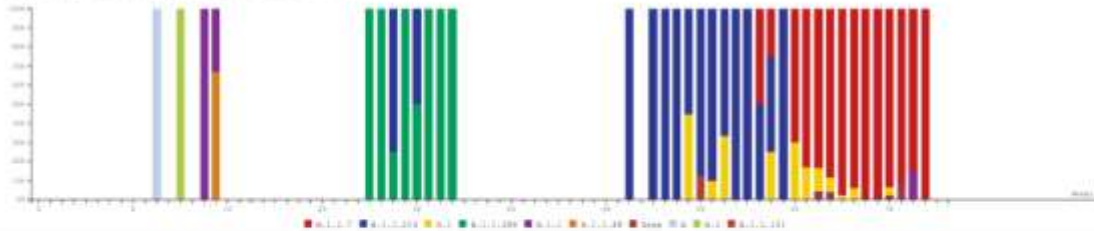
(ゲノム確定数の計算) 都道府県での集計分、自治体での集計分(地方衛生研究所)、民間検査会社での集計分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンター把握分を対象として集計実施)

香川

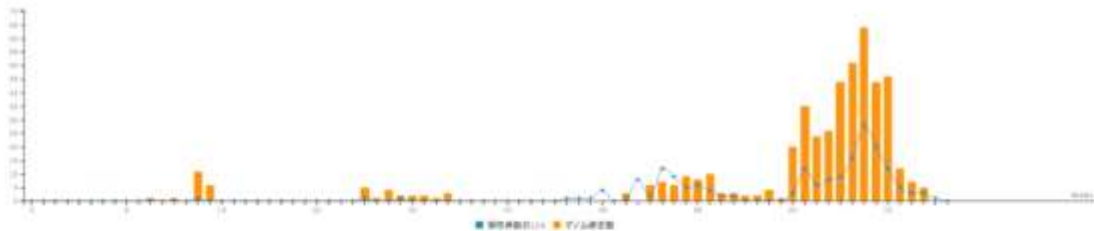
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



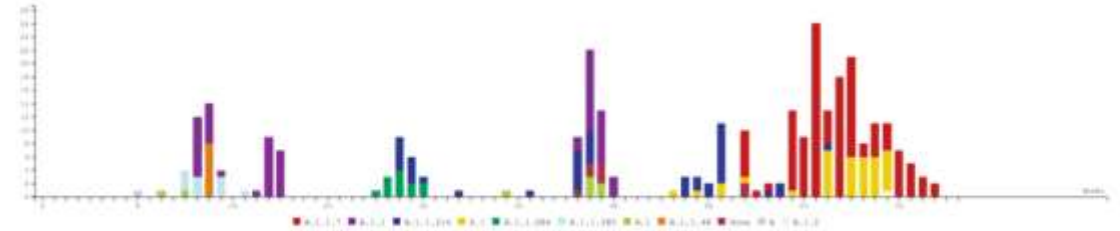
[Asia/Japan/Kagawa] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



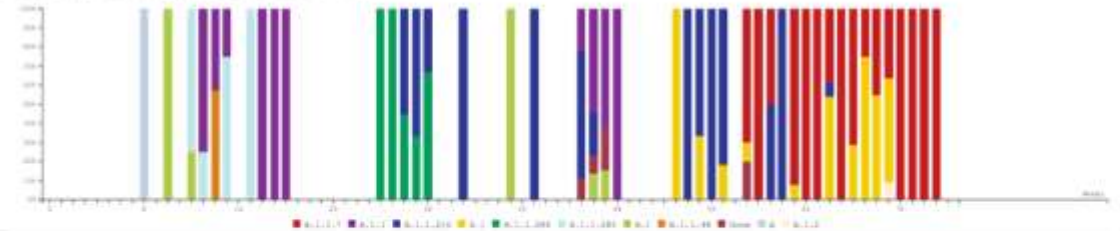
(陽性者数の計算について (集計先) : 情報:ncovまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://covid19.kb.jp/news/special/summary/area/>)
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターの解析分を対象として集計実施)

愛媛

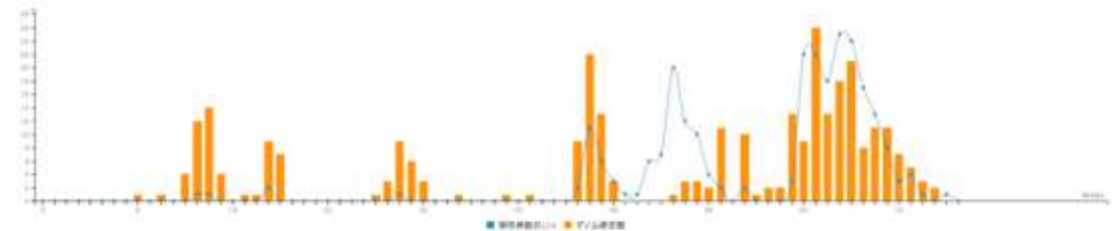
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



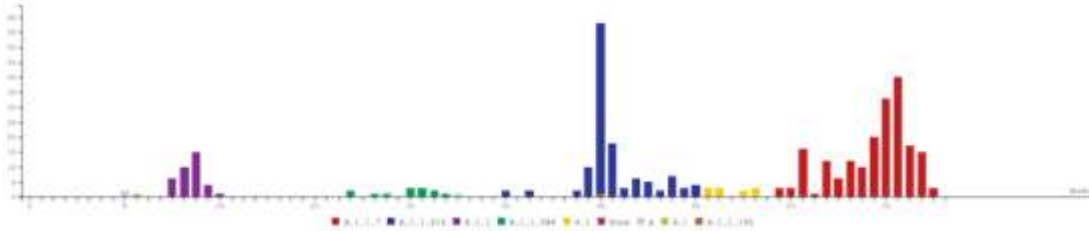
[Asia/Japan/Ehime] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



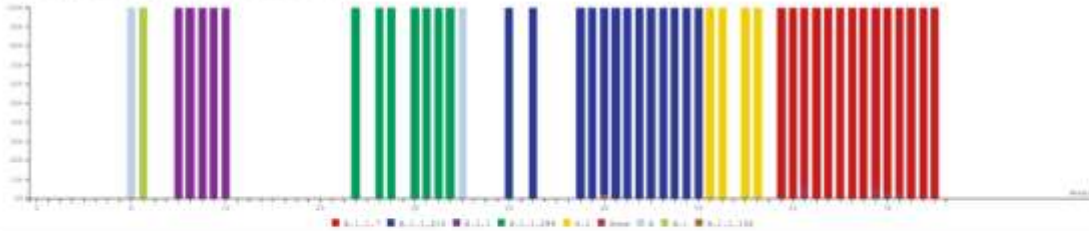
(陽性者数の計算について (集計先) : 情報:ncovまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://covid19.kb.jp/news/special/summary/area/>)
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターの解析分を対象として集計実施)

高知

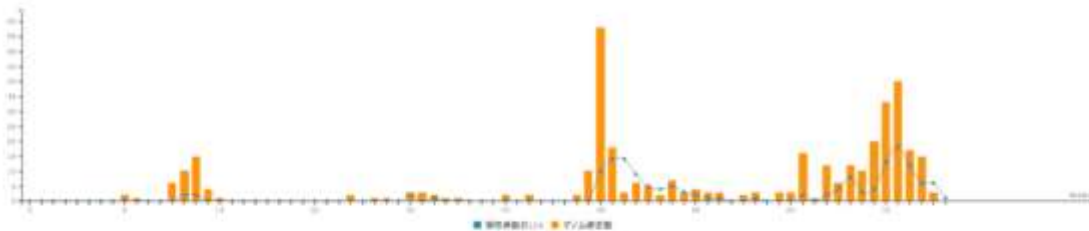
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



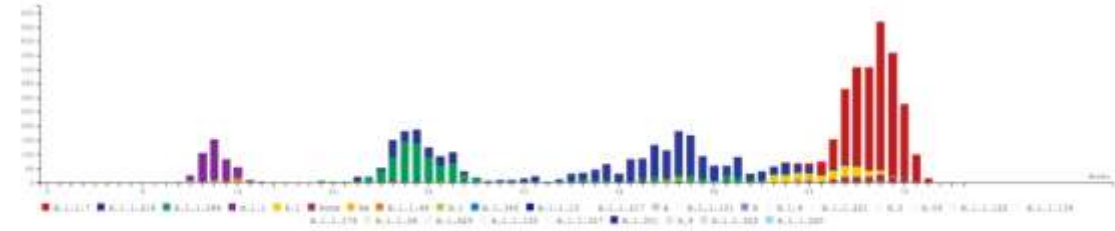
[Asia/Japan/Kochi] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



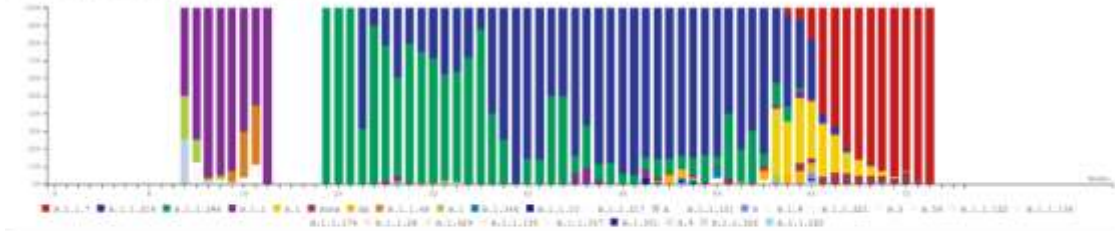
(陽性者数の計算について (集計先)) 情報: maxまとめ (経過府県別の感染数より) <https://www.rnh.or.jp/news/apex/asj/summary/area/data/>
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

福岡

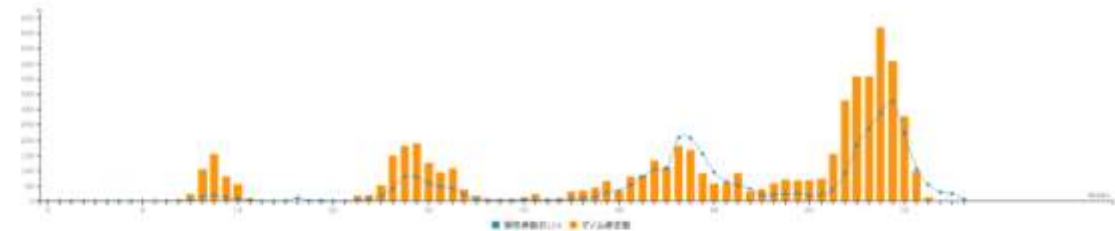
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



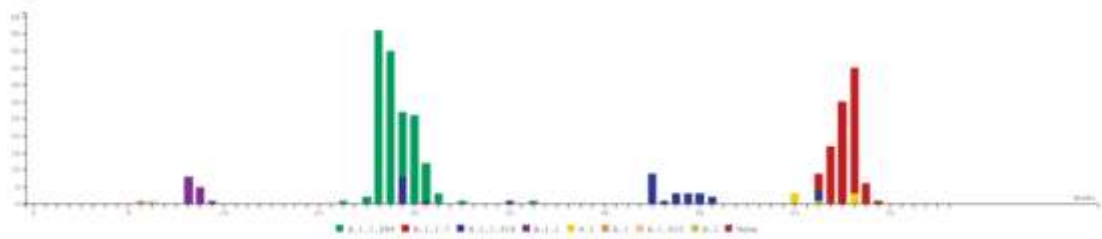
[Asia/Japan/Fukuoka] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



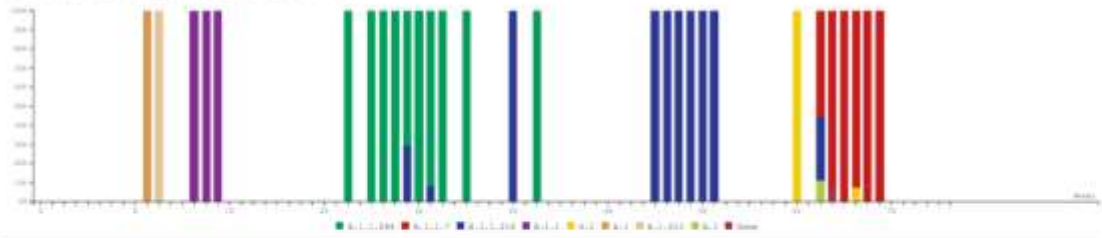
(陽性者数の計算について (集計先)) 情報: maxまとめ (経過府県別の感染数より) <https://www.rnh.or.jp/news/apex/asj/summary/area/data/>
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分 (地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

宮崎

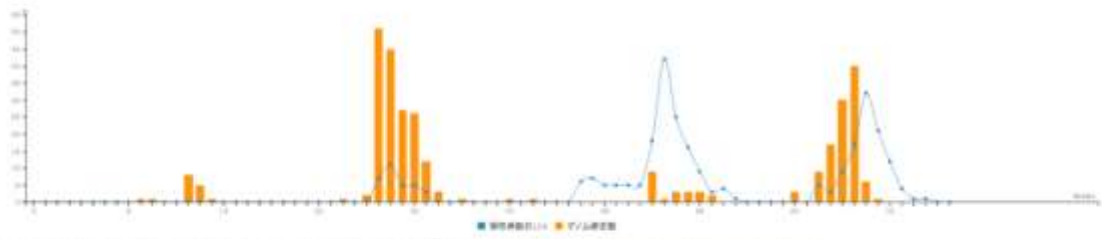
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



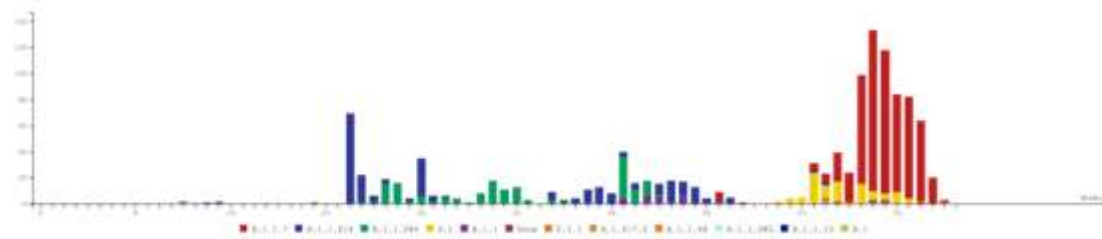
[Asia/Japan/Miyazaki] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



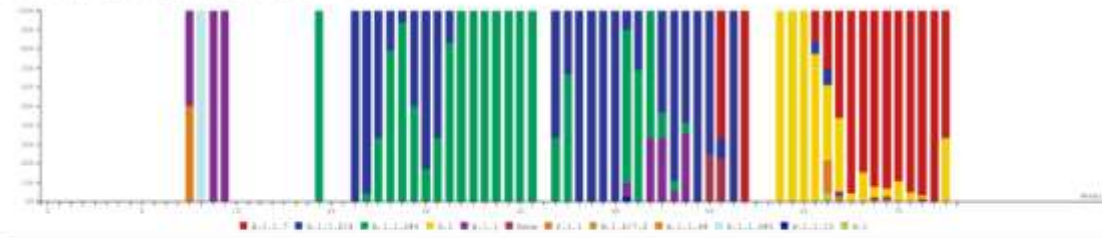
〔陽性者数の計算について〕(集計先) 情報:smcまよめ (都道府県別の感染患者数より) <https://www.nih.go.jp/ncce/special/surveys/area/Data/>
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分(地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

鹿児島

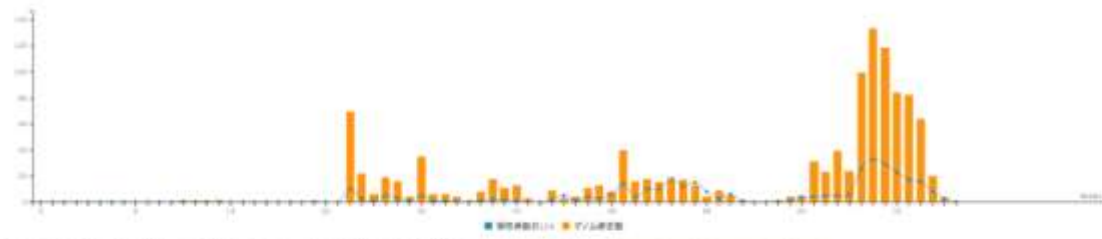
Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



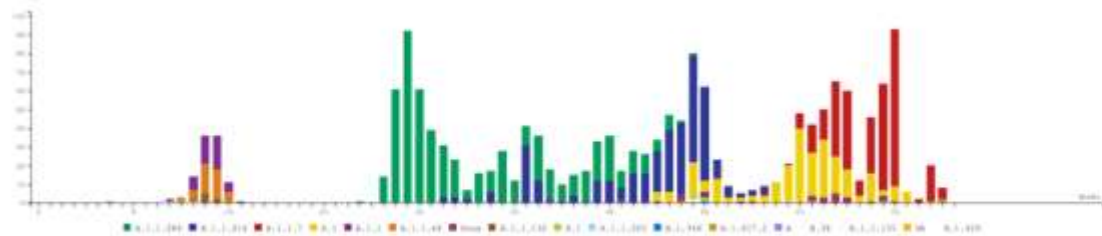
[Asia/Japan/Kagoshima] 陽性者数の10% / ゲノム確定数 (count each week)



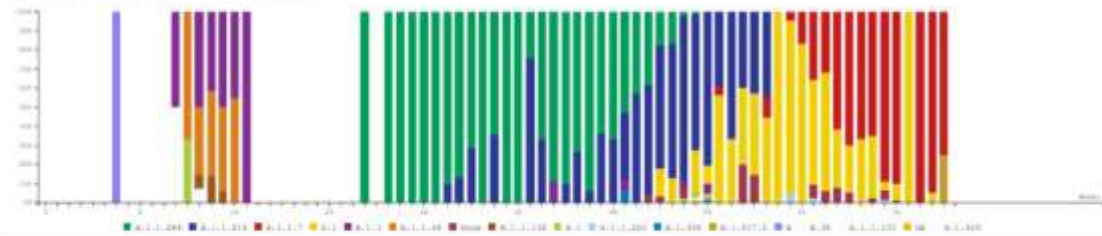
〔陽性者数の計算について〕(集計先) 情報:smcまよめ (都道府県別の感染患者数より) <https://www.nih.go.jp/ncce/special/surveys/area/Data/>
 (ゲノム確定数の計算) 感染症での解析分、自治体での解析分(地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
 (いずれも感染症ゲノムセンターに解析分を対象として集計実施)

沖縄

Weekly Top 30 Graph (count each week)



Weekly Top 30 Stacked Graph (count each week)



[Asia/Japan/Okinawa] 陽性者数の10⁴ / ゲノム確定数 (count each week)



【陽性者数の計算について】(累計値) 情報.comまとめ (都道府県別の感染人数より) <https://www1.nih.go.jp/ohsa/kenkou/kyoseki/summary/area/Data/>

【ゲノム確定数の計算】感染症での解析分、自衛隊での解析分(地方衛生研究所)、民間検査会社での解析分の合計。
(いずれも感染症ゲノムセンター総解析を対象として累計実施)